

(案)

令和3年10月

史跡岐阜城跡整備基本計画

2021-2031



2021年 月

岐阜市



中長期の整備イメージ図（山上部周辺）



中長期の整備イメージ図（復興天守周辺）



山麓部千畳敷エリア整備イメージ図

はじめに

戦国時代、織田信長公を訪ねてきた来訪者は、巨石や石垣造りの城に驚き、山上からの壮観な眺めに言葉を失ったと、当時の記録に記されております。平成 30 年度から始めました山上部の発掘調査により、今まさに当時の石垣や城郭の姿が判明しつつあり、そのルーツは、信長公の義父、斎藤道三公にさかのぼることも明らかになってきました。



本計画は、斎藤道三公、織田信長公の居城であり、日本遺産の主要な構成文化財でもある史跡岐阜城跡を保存・活用するための具体的な計画を示したものです。これを新たなスタートとして、官民が連携して岐阜城跡の魅力を全国に発信するとともに、本物志向の観光まちづくりに取り組んでまいります。

最後に、計画作成にご助言いただきました、文化庁や岐阜県、整備委員会の皆様、そして多くのご意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和 3 年 月

岐阜市長 柴橋 正直

例 言

1. 本計画は、史跡岐阜城跡の整備に関する基本的事項をまとめたものである。
2. 本計画策定事業は、令和2～3年度に、「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費」国庫補助金の交付を受けて作成した。
3. 本計画は、「史跡岐阜城跡整備委員会」における協議によってまとめられたものである。計画策定には、文化庁文化財第二課及び岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課の指導・助言を受けた。
4. 本計画の作成は岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課が行い、関連業務の一部を株式会社イビソクに委託した。
5. 本書のうち、岐阜市の歴史や調査成果等のまとめについては、『史跡岐阜城跡保存管理計画書』、『史跡岐阜城跡総合調査報告書Ⅰ』の成果を踏まえて、下記の分担で行った。
高橋方紀（岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課長） 第2章第2～4節、第3章第1節8
森村知幸（岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課主任主事） 第2章第5節、第3章第1節1～7
6. 一般的に、「復興天守」はかつて天守があったと考えられている城で推定を含めて再建されたもの、「模擬天守」は天守の存在が確認できない城に建てられたものを指して呼ばれている。岐阜城で明治43年に建設された天守は「模擬城」「模擬天守閣」、昭和31年に再建された天守は「岐阜城天守閣」と呼称されているが、どちらも本来存在した天守を復興した意味合いが大きいと考えられる。本計画では、歴史的に使用されてきた名称を併記しつつ、「復興天守」として用語の統一を図った。

史跡岐阜城跡整備基本計画 目次

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の経緯と目的	1
第2節 計画期間	1
第3節 計画の位置付け	
1. 市全体計画における位置付け	3
2. 岐阜城跡整備事業における位置付け	5
第4節 計画策定の体制	6
第5節 計画の対象範囲	9

第2章 史跡の概要

第1節 指定の概要	
1. 指定概要	11
2. 土地所有の状況	14
3. 各種法令による位置付け	14
第2節 自然的環境	
1. 位置	26
2. 気候	26
3. 地形・地質	26
4. 水系	27
5. 動植物	27
第3節 社会的環境	
1. 人口・交通	28
2. 観光・産業	29
3. 伝統工芸・伝統産業	30
第4節 歴史的環境	
1. 旧石器～古墳時代	31
2. 古代・中世	31
3. 戦国時代	32
4. 近世	33
5. 近代・現代	33
第5節 岐阜城の歴史	
1. 永禄10年まで	34
2. 織田信長の岐阜入城	34
3. 関ヶ原合戦まで	35
4. 近世	35
5. 近現代	35

第3章 史跡等の現状

第1節 調査の現状	
1. 発掘調査	39
2. 分布調査	51
3. 文献調査	55

4. 建築物調査	56
5. 庭園の調査	56
6. 絵図の調査	57
7. 城下町の調査	58
8. その他の調査	59
第2節 保存の現状	
1. 遺構保存	61
2. 施設等の変遷と現状	63
3. 来訪者のマナーに関する現状	71
4. 保全、防災に関する取組み	71
第3節 活用の現状	
1. 史跡の公開・活用	73
2. 情報発信	74
3. 市民との連携	75
4. 集客の取組み・受入体制	76
第4節 整備の現状	
1. 既往の整備	77
2. 動線	79
3. 解説ツール	83
4. ガイダンス施設	85
5. 便益施設等	90
第5節 運営・体制の現状	92

第4章 史跡等の課題

第1節 調査に関わる課題	93
第2節 保存に関わる課題	95
第3節 活用に関わる課題	98
第4節 整備に関わる課題	100
第5節 運営・体制に関わる課題	103
第6節 復興天守の役割と今後の在り方について	
1. 復興天守の概要	104
2. 史跡の上に建つ建築物としての役割	105
3. 文化的景観の重要な構成要素としての役割	105
4. 史跡及び文化的景観におけるこれからの役割	106
5. 保存・活用の手法	106
6. 今後の課題	107

第5章 整備の方針

第1節 本質的価値	
1. 城郭としての価値	109
2. 岐阜城跡と密接に関わる価値	111
第2節 基本理念と基本方針	
1. 基本理念	113
2. 基本方針	114
第3節 時代設定	115
第4節 整備計画の概要	116

第5節 地区区分

1. 計画における地区設定 117
2. 各地区の概要と整備の方向性 121

第6章 整備計画

第1節 調査に関する計画	125
第2節 保存に関する計画	
1. 遺構の保存	129
2. 植生の管理	131
3. 公益施設等の管理	132
4. 防災・防犯対策	133
第3節 活用に関する計画	
1. 史跡の公開・情報発信	134
2. 市民との連携	135
3. 集客・受入態勢強化	135
第4節 整備に関する計画	
1. 遺構整備	136
2. 動線整備	140
3. 解説ツール整備	143
4. ガイダンス施設整備	150
5. 便益施設整備	154
第5節 周辺整備との連携	156

第7章 事業計画

第1節 整備事業のスケジュール	157
第2節 重点事業	
1. 山上部発掘調査の推進	159
2. 山上部の城郭景観復元	160
3. 山麓居館庭園及びガイダンス施設整備	162
第3節 史跡整備及び保存管理の推進体制	166
第4節 経過観察	167
史跡岐阜城跡整備年次計画	169
史跡岐阜城跡整備基本計画全体イメージ図	171

史料編

岐阜市市政モニター調査結果	174
山麓居館滝再現実験アンケート結果	183

史跡岐阜城跡整備基本計画

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の経緯と目的

岐阜城跡は、金華山（稲葉山）の山上の城郭と山麓の居館を中心に、山全体を天然の要害として築かれた山城である。稲葉山城とも呼ばれ、斎藤道三や織田信長の居城として知られている。明治15年に岐阜公園が開園、同43年に初代復興天守が建設されるなど、近代以降の岐阜城跡は公園や観光地としての活用が図られてきた。この天守は昭和18年に焼失するが、昭和31年に2代目復興天守が建設され、現在もまちのシンボルとして親しまれている。

昭和32年、金華山山頂と山麓の一部が岐阜市史跡に指定され、文化財としての価値付けがなされる。平成18年度には「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」が策定され、平成19年度からはその計画のもとに城主居館跡の発掘調査を開始した。その調査結果を受けて、平成22年1月には史跡指定の意見具申を行い、平成23年2月7日に国史跡に指定された。

指定後も発掘調査を継続しつつ、平成23年度には「史跡岐阜城跡保存管理計画」、平成24年度には「史跡岐阜城跡整備基本構想」、平成25年度には「史跡岐阜城跡サイン計画」、平成26年度には「史跡岐阜城跡整備基本計画」を策定し、史跡の保存・活用の方針や整備の計画を定めた。しかし整備基本計画策定以降、発掘調査・分布調査により新たな成果が得られたことや、周辺文化財の価値づけの進展、山上部の発掘調査開始等による整備スケジュールの変更、山上部の設備の老朽化に対する対応、岐阜公園来場者増加に伴うバリアフリー化への対応等、新たな課題も浮き彫りになり、計画と実態に齟齬が生じてきている。このような状況に対応するため、令和2～3年度に作成する「史跡岐阜城跡保存活用計画」に合わせて「史跡岐阜城跡整備基本計画」の改定を行うこととした。本計画の目的は、保存活用計画で示す基本方針と方法を踏まえて、調査や整備、公開、活用、体制に関する具体的な事業計画を示すことである。

第2節 計画期間

本計画の計画期間は原則10年とするが、保存活用計画と一年ずらしてその内容を反映したものとするため、今回の計画期間は令和3年12月から令和13年度までの約11か年とする。

なお、岐阜城跡は未調査の箇所も多く、新たな発見により計画に変更が生じる場合がある。令和8年度に全体スケジュールの見直しを実施するが、毎年進捗確認を行い、適宜計画内容及び期間の再検討を行っていく。（図1-1）。

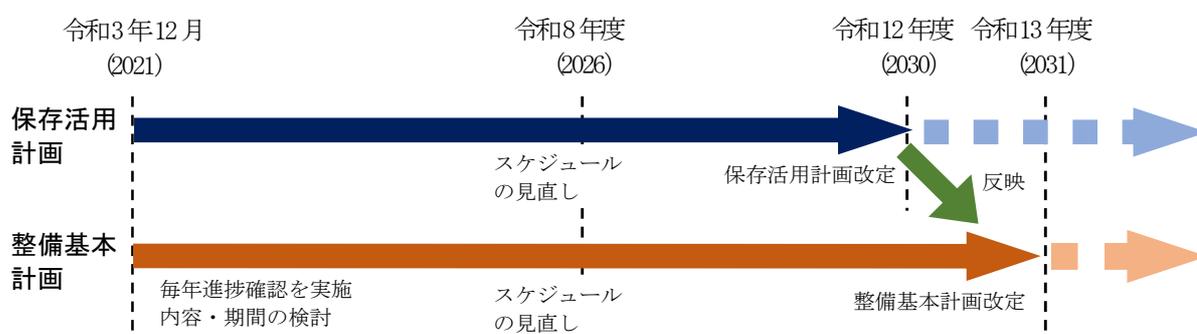


図1-1 整備基本計画のタイムスケジュール

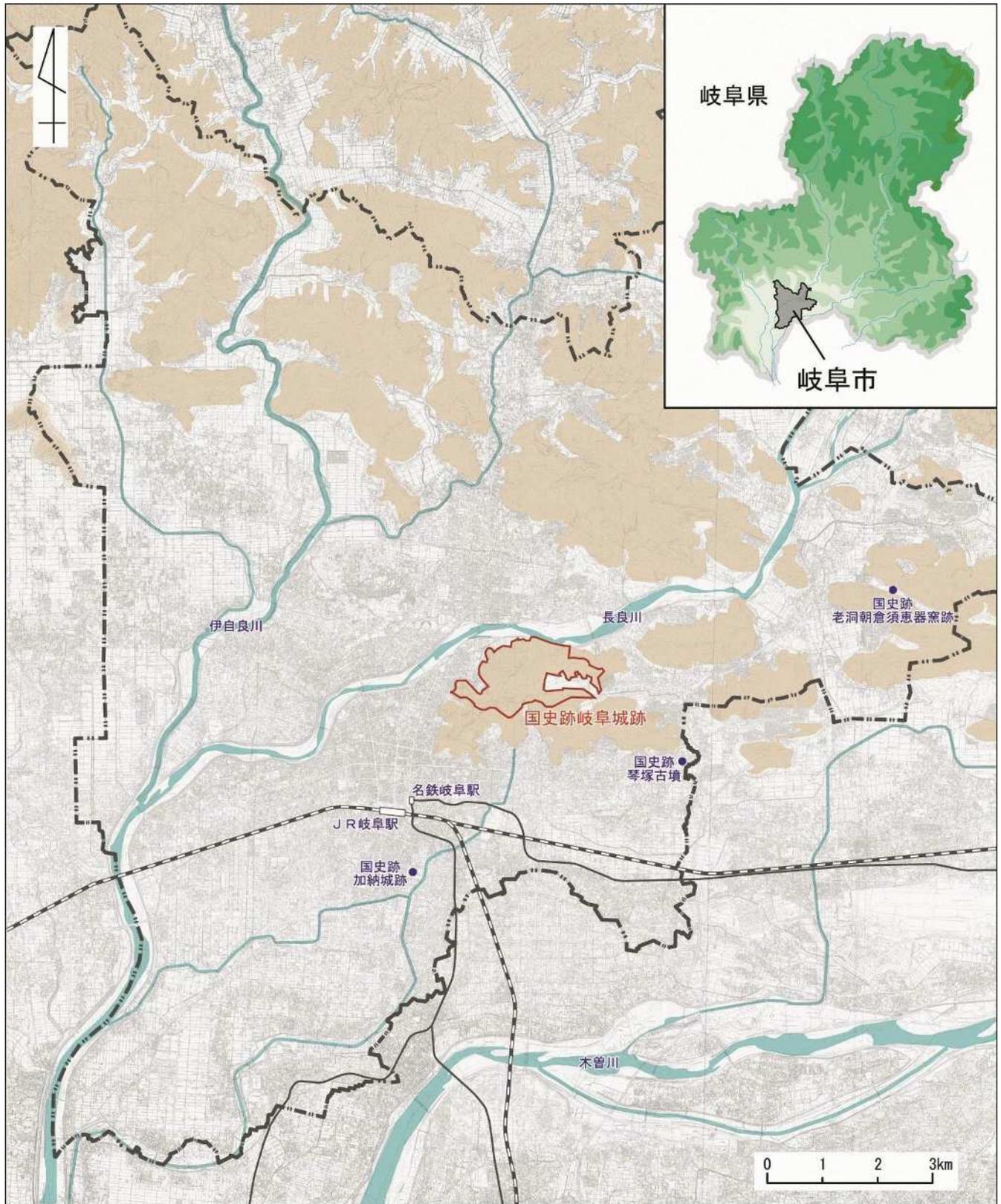


図 1-2 国史跡岐阜城跡の位置

第3節 計画の位置付け

1. 市全体計画における位置付け

本計画は、「史跡岐阜城跡保存活用計画」、「史跡岐阜城跡サイン計画」等これまでの計画を受けて策定するもので、市の方針を示した「ぎふし未来地図」、令和2年度に国の認定を受けた「岐阜市文化財保存活用地域計画」を踏まえた個別の文化財計画として位置づける。

また分野別計画でも特に関わりが深い「岐阜市歴史的風致維持向上計画」や「岐阜市観光ビジョン」との整合・連携を図るとともに、関連文化財計画である「長良川の鶺鴒漁の技術保存管理計画」や「長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画」、国有林関連計画とも整合・連携した計画とする。

また、本計画の取り組みを推進することで、2015年の国連サミットで採択された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、主に5つの目標達成につなげていく。

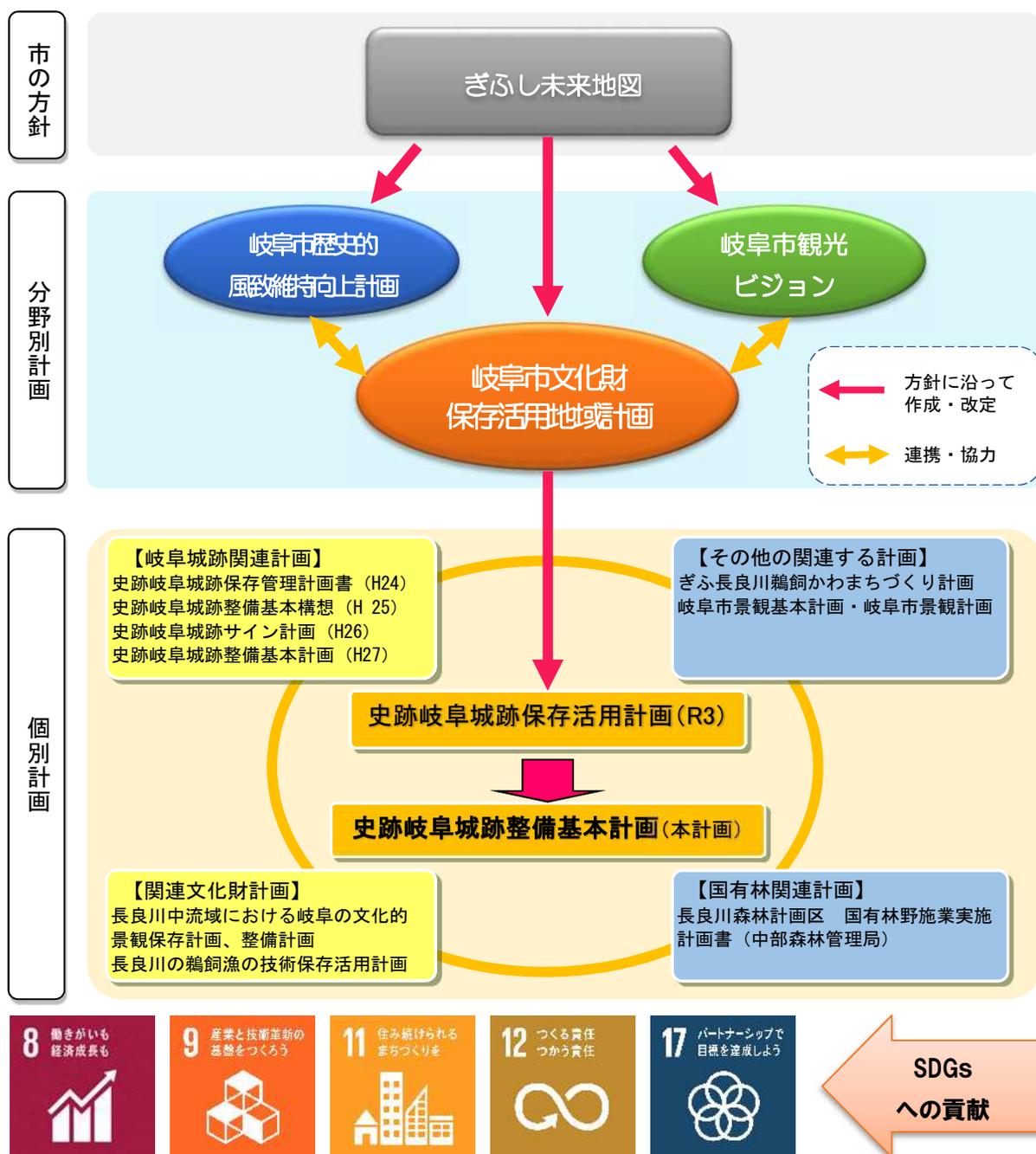


図 1-3 史跡岐阜城跡整備基本計画の位置付け

第1章 計画の概要

ぎふし未来地図（平成30年10月策定）

岐阜市の未来の都市づくりの総合的な方針。岐阜城跡等の文化財の計画は主に「政策12 観光・交流の活性化」の施策の方向性「歴史・文化など地域資源を活用した観光振興」、「政策18 良好な都市空間づくりの推進」の施策の方向性「美しい景観形成の推進」を具現化するための計画として位置付けられる。

岐阜市歴史的風致維持向上計画（平成25年4月策定・認定）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、地域固有の歴史・文化・自然、そしてそれらが織りなす歴史的風致を維持向上し、将来世代へ引き継いでいく取り組みを示した計画。史跡岐阜城跡を中心とした城下町や長良川一帯が、総構の城下町としての都市構造や町割り、鶺鴒と結びついた生活や長良川の水運で栄えた当時の面影を残す街並みが継承されている区域として、岐阜市歴史的風致維持向上計画の重点区域に設定され、地域全体として歴史的な風致の維持向上が求められている。

岐阜市観光ビジョン（令和2年3月策定）

市民・行政・観光に関連する事業者が一体となって観光振興に取り組む指針。『「市民と描く」岐阜市未来ツーリズム』をコンセプトに掲げ、基本理念、基本戦略、重点アクションプランを示している。5つの重点アクションプランのうち、（1）戦国城下町の観光活用では、魅力の創出として史跡岐阜城跡の発掘調査や整備、岐阜公園再整備、（3）岐阜観光ブランド・魅力創出では、岐阜城耐震化（リニューアル）、（4）シビックプライド醸成、オール市民ツーリズムでは、学校教育における郷土愛の育成や市民ガイドの充実等が挙げられている。

岐阜市文化財保存活用地域計画（令和2年7月策定・認定）

文化財保護法に基づき、岐阜市の文化財保存・活用の方針と取り組みを示した計画。歴史遺産の把握や課題の整理を行った上で、日本遺産を中核としてその周辺を巡ることができる、岐阜市版日本遺産ストーリー（ぎふ歴史遺産）を設定し、そのストーリーと構成文化財を一体で保存・活用するための方針とアクションプランを定めている。史跡岐阜城跡保存・活用事業は、重点事業のひとつに位置づけられている。

長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画（平成26年3月選定）

長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画（令和3年3月策定）

平成26年3月18日に重要文化的景観に選定された「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の保存計画。史跡範囲は「金華山地区」とされており、金華山や復興天守が重要な構成要素に位置付けられている。史跡の保護、市民の憩いの場、観光拠点としての活用、金華山の植生管理を方針に据え、文化的景観の保存管理、整備活用方針、現状変更の取扱いについて示している。

整備計画では、調査・研究や普及啓発、人材育成等についての計画を示す。

ぎふ長良川鶺鴒かわまちづくり計画（令和3年3月策定・登録）

国土交通省のかわまちづくり支援制度に基づき、1000年先も継承し続ける魅力と賑わいに満ちた持続可能なかわまちづくりを推進するための計画。川が持つ本物の魅力と川文化を守る、川が持つ本物の魅力に親しむ、川の新たな魅力を創るという基本方針のもと、ソフト・ハード両面の事業計画を示す。

岐阜市景観基本計画（平成19年8月策定） **岐阜市景観計画**（平成31年3月変更）

景観法に基づき、岐阜市の良好な景観形成のための方針や基準等を定める計画。金華区域が歴史景観、金華山・長良川区域が自然景観を主たる景観要素として、景観計画重要区域に位置付けられており、良好な景観形成のための行為の制限が示されている。

長良川森林計画区 国有林野施業実施計画書（平成28年4月策定）

中部森林管理局が策定する森林計画、地域管理経営計画に基づき策定される実施計画。金華山は「レクリエーションの森」に選定されており、さらにその中で、シイ・カシ等の照葉樹林の中に、ヒノキ・マツ等の常緑針葉樹が混生し、昆虫、野鳥の宝庫でもあり、自然科学教育に適した地域であることや、森林の役割、森林施業について国民の認識を高めることに適した地域として「自然観察教育林」として位置づけられている。

施業では、ヒノキ・アカマツ天然林は原則として自然の推移に任せ、ヒノキ人工林は、林内に混入している広葉樹を保全し、針広混交林化を推進している。展望台等の周辺については、景観に配慮しつつ、下層木のシイ・カシ類の常緑樹を整理し、見通しの良い落葉樹林を主とした林分への修景施業を行うこととしている。

2. 岐阜城跡整備事業における位置付け

本計画は、『史跡岐阜城跡保存活用計画』を基に、総合調査等によるこれまでの調査成果を反映し、岐阜城の具体的な整備方針及び整備内容を取りまとめるものである。

本計画で示した方針は、『岐阜城天守閣耐震化計画』、『岐阜公園再整備計画』等に反映させ、連携、整合性を取りながら計画を推進する。

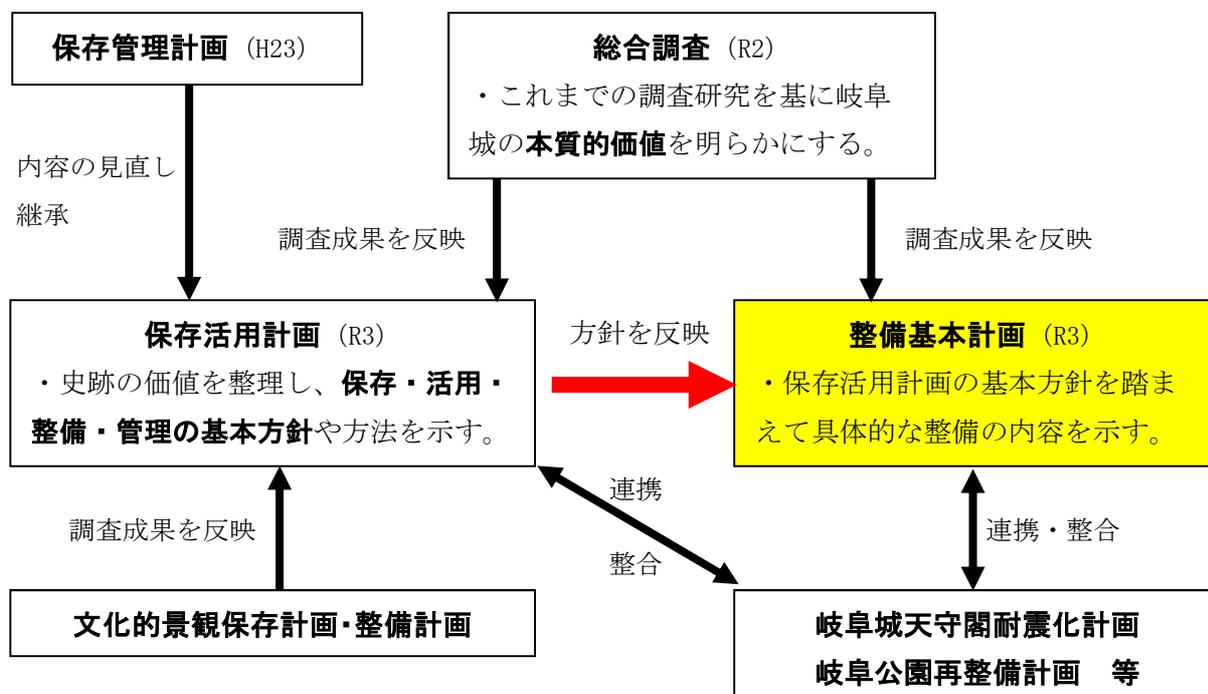


図 1-4 整備事業における計画の位置づけ

第4節 計画策定の体制

本計画は、岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課が事務局となり、学識経験者から構成される「史跡岐阜城跡整備委員会」（以下、「委員会」という。）の指導及び助言を得て策定した。随時、文化庁、岐阜県の指導を受けたほか、関係課や団体との調整・連携を図り、計画にその内容を反映させた。

また令和3年10月1日～11月1日にかけてパブリックコメントを実施した。

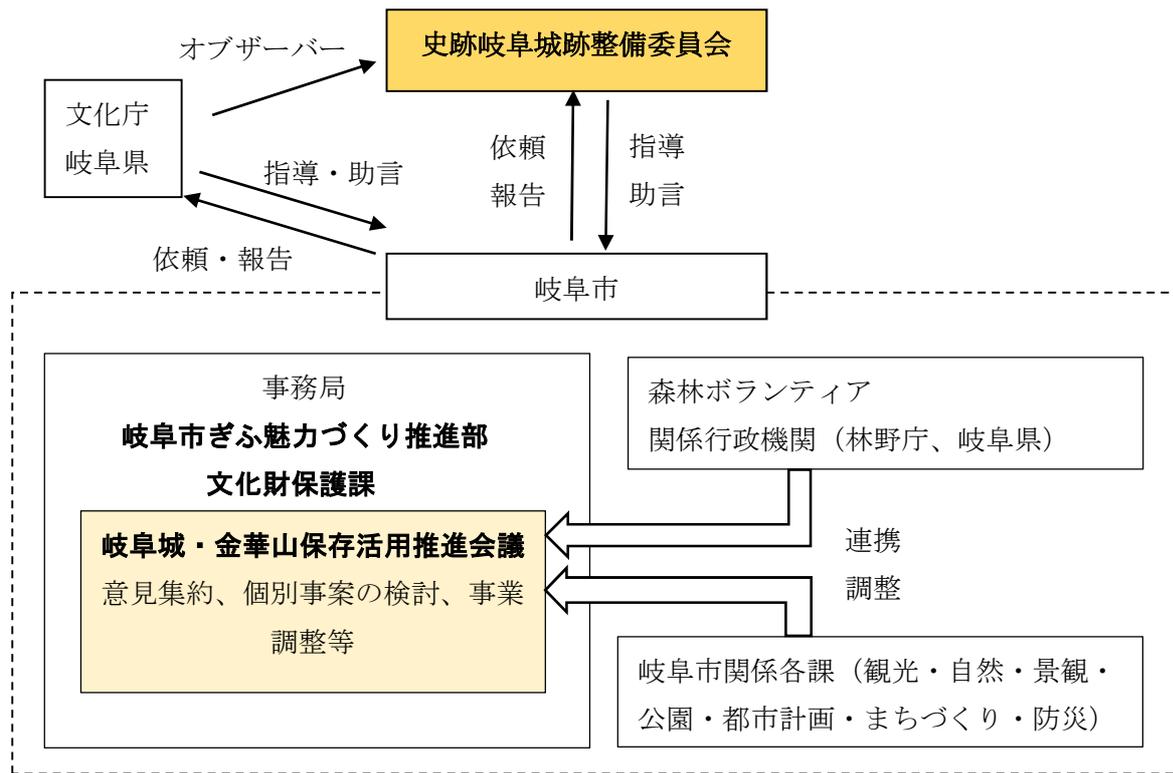


図 1-5 整備基本計画策定の体制

表 1-1 史跡岐阜城跡整備委員会名簿（委員は 50 音順）

区分	氏名	役職
委員長	中井 均	滋賀県立大学 名誉教授
副委員長	小和田 哲男	静岡大学 名誉教授
委員	尾野 善裕	京都国立博物館 学芸部長
〃	坂井 秀弥	公益財団法人大阪府文化財センター理事長
〃	高木 洋	日本考古学協会 会員
〃	高屋 麻里子	滋賀県立大学 講師
〃	武田 純	岐阜県立国際園芸アカデミー 客員教授
〃	仲 隆裕	京都芸術大学 教授
〃	仁木 宏	大阪市立大学 教授
〃	丸山 宏	名城大学 名誉教授
〃	山村 亜希	京都大学 教授

表 1-2 史跡岐阜城跡整備委員会の開催経過

委員会	開催日	内 容
令和2年度 第1回委員会	令和2年9月 (オンライン会議)	【審議事項】 ・本質的価値について ・バリアフリーの考え方について ・事業スケジュールについて (オンラインによる個別協議)
令和2年度 第2回委員会	令和3年1月15日	【審議事項】 ・保存活用計画(案)について ・整備基本計画(案)について (緊急事態宣言により中止)
令和3年度 第1回委員会	令和3年7月7日	【審議事項】 ・保存活用計画(案)について ・整備基本計画(案)について
令和3年度 第2回委員会	令和3年10月 (書面会議)	【審議事項】 ・保存活用計画(修正案)について ・整備基本計画(修正案)について
令和3年度 第3回委員会	令和3年12月 日	【報告事項】 ・パブリックコメントの結果について 【審議事項】 ・保存活用計画、整備基本計画の最終稿について

史跡岐阜城跡整備委員会規則

岐阜市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、史跡岐阜城跡整備委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

岐阜城・金華山保存活用推進会議要領

令和2年4月1日決裁

令和3年 月 日改正

(設置)

第1条 岐阜市のランドマークである金華山及びそこに築かれた国史跡岐阜城跡を適切に維持し、これを管理し、及び活用を促進することを目的として、岐阜城・金華山保存活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項についての連絡調整を行う。

- (1) 国史跡岐阜城跡の保存管理に関すること。
- (2) 金華山の管理体制に関すること。
- (3) 金華山の活用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる岐阜市関係課及び関係団体をもって組織する。

(会議等)

第4条 推進会議は、ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課長が招集する。

2 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令3年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部	政策調整課	都市建設部	都市計画課
ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課		公園整備課
	文化財保護課		歴史まちづくり課
経済部	農林課	基盤整備部	土木管理課
環境部	環境一課	市民協働推進部	道路維持課
	低炭素・資源循環課	消防本部	市民活動交流センター
	環境保全課		消防課
まちづくり推進部	開発指導景観課		

岐阜森林管理署、十時会、金華山サポーターズ、NPO 法人ぎふし森守クラブ、岐阜観光索道株式会社

第5節 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として史跡岐阜城跡の指定範囲とする。しかし、岐阜城跡の保存・活用においては岐阜城跡と関連する周辺の要素と一体で進めていくことが不可欠であることから、それらも検討の対象とする。具体的には以下の図のとおりとする。

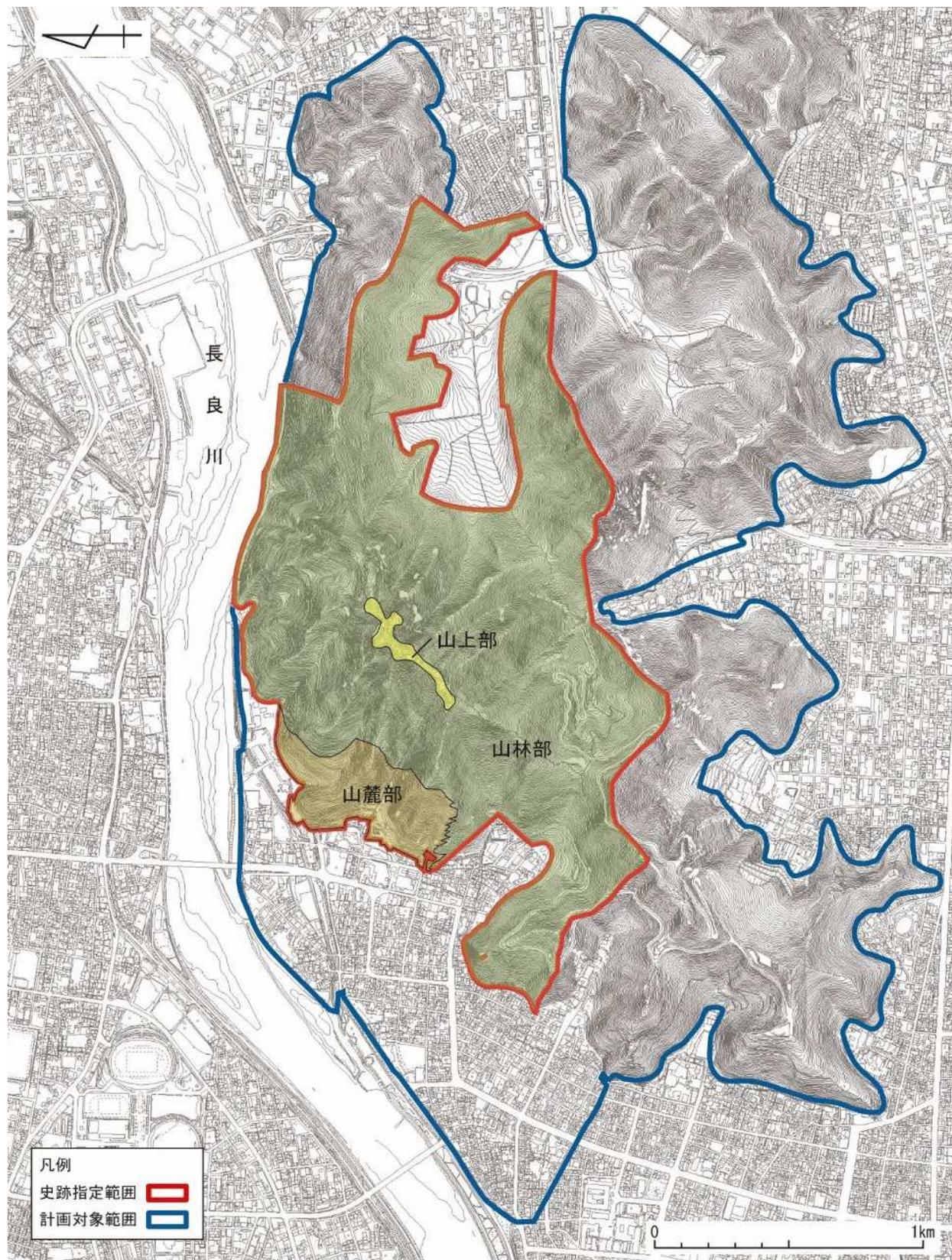


図 1-6 計画の対象範囲

第2章 史跡等の概要

第1節 指定の概要

1. 指定概要

平成 23 年 2 月 7 日付け文部科学省告示第 11 号により、「岐阜城跡」が国の史跡に指定された。指定の概要は次のとおりである。

文部科学省告示第 11 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 23 年 2 月 7 日

文部科学大臣 高木 義明

名 称	岐阜城跡（ぎふじょうあと）
指定年月日	平成 23 年 2 月 7 日（文部科学省告示第 11 号）
所在地	岐阜県岐阜市千畳敷下 同 赤ヶ洞 同 丸山 同 槻谷 同 千畳敷
地 域	別図のとおり（※史跡範囲図参照）
指定面積	2,091,602.74 m ²
指定基準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部二による。 二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
解説文	岐阜城跡は、稲葉山城、井口城とも呼ばれ、戦国時代に美濃国を治めた斎藤氏の居城として、次いで織田信長が居城とした城跡である。山上の城郭と山麓の居館を中心に金華山（標高 329 メートル）全体を天然の要害として機能させている。 築城は建仁年間（1201～1204）と伝えられるが、明確に城郭として使われたのは斎藤道三以降で、山麓の井口の地に城下町を経営したとされている。永禄 10 年（1567）、織田信長がこれを奪取した。信長は岐阜城に 9 年間在城し、その間、「天下布武」印を使用し、永禄 11 年（1568）には足利義昭を擁して京都に上るなど、ここを本拠に天下統一を目指した。また、永禄 12 年（1569）、イエズス会のポルトガル人宣教師ルイス・フロイスが岐阜城に信長を訪ね、その時の様子が書簡の形で残されている。同じ頃、京都の公家山科言継（ときつぐ）も信長を訪ねている。信長が、安土城に移った後も拠点的な城郭として機能するが、関ヶ原の戦いにおいて当時の城主織田秀信（ひでのぶ）が西軍に属したことから、東軍の攻撃を受けて落城し、その後、徳川家康によって廃された。近世には尾張藩の「御

山（おやま）」として管理がなされ、明治時代に宮内省御料局（明治 41 年、帝室林野管理局に改称）の管轄となった。その後、山頂部に模擬天守が建造されたり、ロープウェーが敷設されるなど一部改変がなされた。また、山麓部には明治 15 年（1882）に開園した岐阜公園がある。

山上部については、岐阜市教育委員会等による調査により、尾根線上に戦国時代と考えられる石垣や井戸、人為的な平坦面等が多数残されていることが確認されている。

一方、山麓部については、昭和 59 年（1984）から現在まで断続的に、岐阜市教育委員会及び財団法人岐阜市教育文化振興事業団による発掘調査が実施され、一部は、織田信長の居館跡として史跡整備がなされている。平成 19 年度からの発掘調査では、巨石列とともに岩盤等の自然地形も利用して館への導入を図っていることや、大規模な造成を行い、少なくとも 4・5 段以上の雛壇状の平坦面をつくりだしていること、さらに庭園等も設えていることなど、斎藤道三の段階の状況は不明な点が多いものの、その城をベースに、石造りの城を志向した様子がより明確化されるに至った。焼けた壁土や 2 時期にわたる火災の痕跡も確認されている。

山上、山麓部ともにフロイスの書簡に登場する。そこには、「城」「堡塁」「石垣」「広場」「宮殿」「庭」「池」等の具体的な記述があり、発掘調査で検出された庭園遺構が、フロイスのいう「庭」のひとつである可能性や、四階からなる「宮殿」は、壇状の平坦面にまたがる構造の建物である可能性など、今後の発掘調査等の成果との対比が注目される。

このように、岐阜城跡は、戦国期、天下統一を目指す織田信長が、斎藤氏を破って奪い、9 年間居城とした山城跡である。近世城郭の成立を考える上で重要な城跡であることから、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。



別図 史跡岐阜城跡 指定地域参考図

■管理団体指定

平成 23 年 6 月 28 日付け文化庁告示第 42 号により、史跡岐阜城跡を管理すべき地方公共団体に岐阜市が指定された。

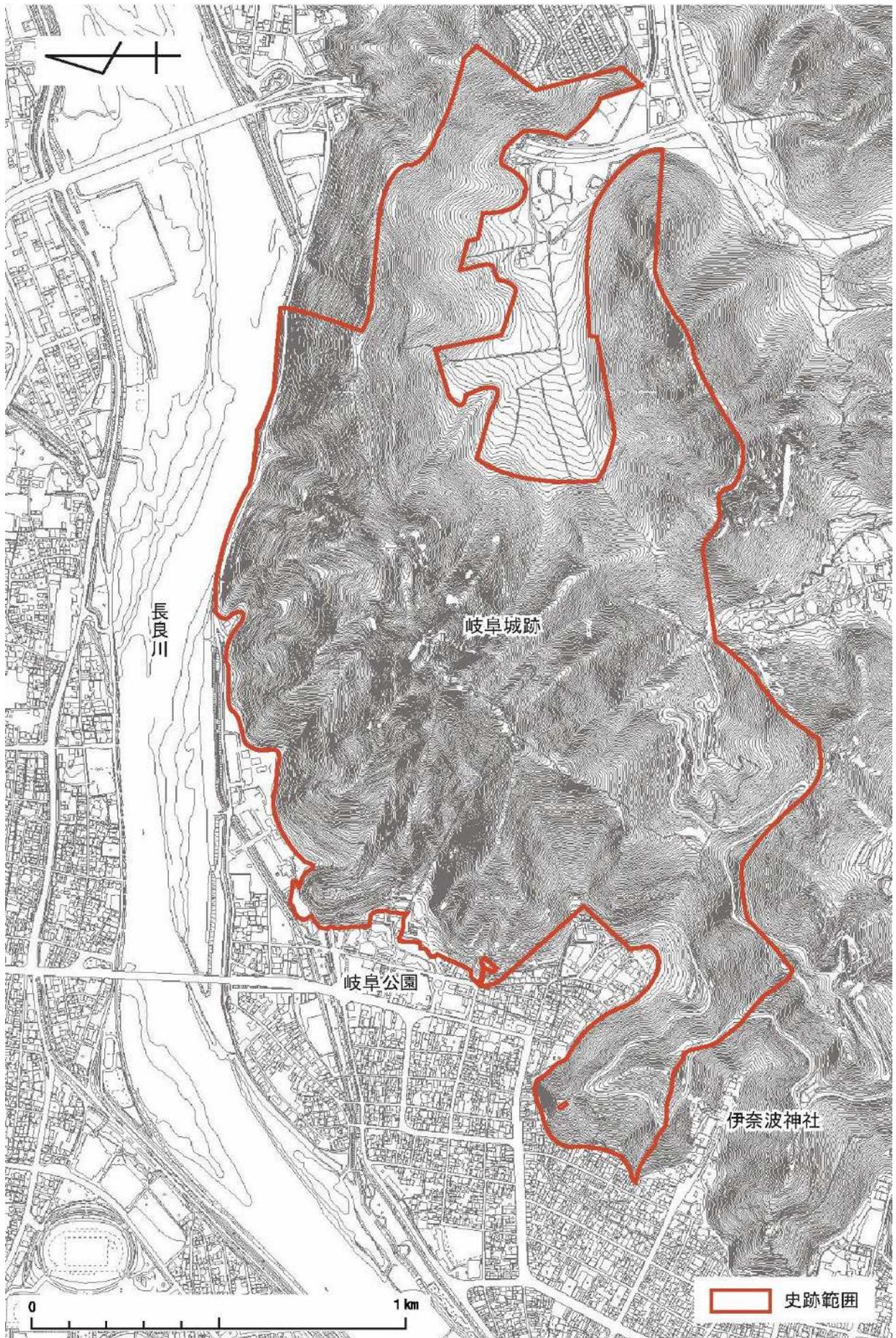


図 2-1 史跡指定範囲図

2. 土地所有の状況

現在、史跡岐阜城跡の大部分は国有地の山林が占めている。金華山西麓斜面は財務省所管地となっており、全域を岐阜公園の敷地として岐阜市が借り受けて管理を行っている。そのほか千畳敷下の一部が岐阜市、丸山の一部が伊奈波神社の所有地となっている。

国有林内の施設は占有者が林野庁の許可を受けて設置している。占有者は令和2年度末の段階で、14団体となっている。

表 2-1 土地所有内訳表

所有者	面積 (㎡)	割合 (%)
国有地	2,081,476.17	99.52
市有地	9,512.57	0.45
民有地	614.00	0.03
合計	2,091,602.74	100.00

3. 各種法令による位置づけ

史跡岐阜城跡には文化財保護法、岐阜市都市公園条例、都市計画法、景観法、森林法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、砂防法等多くの法令により規制・保護されている（表 2-2～2-4、図 2-2～2-9）。

表 2-2 各種法令による位置づけ（1）

名称	指定、規制に関する法律	対象区域		対象となる行為	指定・規制目的	制定日等（当初）	許可申請（協議）先
		金華山 国有林	国有林 以外				
国史跡岐阜城跡	文化財保護法 第 109、125、 168 条	○	○	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官の許可もしくは同意（国機関の場合）が必要。	城跡等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものうち重要なものの保護。	平成 23 年 (2011) 2 月 7 日	岐阜市 ぎふ魅力づくり推進部 文化財保護課
長良川中流域における岐阜の文化的景観	文化財保護法 第 134～141 条	○	○	現状変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官に届出が必要。	地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地（文化的景観）のうちで我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものの保護。	平成 26 年 (2014) 3 月 18 日	岐阜市 ぎふ魅力づくり推進部 文化財保護課
岐阜城跡、岐阜城周辺砦群、岐阜城下町遺跡、その他（周知の埋蔵文化財包蔵地）	文化財保護法 第 92～99 条	○	○	調査のため土地を発掘する場合（92 条）、土木調査その他埋蔵文化財の発掘調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合（93 条）、国もしくは地方公共団体等が周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合（94 条）には、岐阜県教育委員会に届出若しくは通知（国・地方公共団体主体の場合）が必要。	土地に埋蔵されている文化財の保護	平成 8 年 (1996) 3 月	岐阜市 ぎふ魅力づくり推進部 文化財保護課
岐阜公園	岐阜市 都市公園条例	—	○	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必要。 1 都市公園を損傷し、又は汚損すること。 2 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 3 土地の形質を変更すること。 4 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。 5 はり紙又ははり札をすること。 6 立入禁止区域に立ち入ること。 7 その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する。	昭和 44 年 (1969) 4 月 1 日	岐阜市 都市建設部 公園整備課
	都市計画法 第 53 条	—	○	都市計画決定された施設（道路、公園等）の区域内及び、市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内において建築行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必要。	都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	昭和 43 年 (1968) 6 月 15 日	岐阜市 都市建設部 都市計画課
金華山・長良川風致地区 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 市街化調整区域	都市計画法 第 8 条・58 条 岐阜市風致地区 条例	○	○（一部）	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必要。 1 建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	岐阜市を水と緑に包まれた美しいまちとして印象付けている長良川の良好な河川景観と、金華山、百々ヶ峰等の良好な緑地景観及びそれと連続した住宅地の自然的景観の維持を図る。	昭和 9 年 (1934) 12 月 4 日	岐阜市 都市建設部 都市計画課

表 2-3 各種法令による位置づけ (2)

名称	指定、規制に関する法律	対象区域		対象となる行為	指定・規制目的	制定日等(当初)	許可申請(協議)先
		金華山 国有林	国有林 以外				
景観計画重要区域 (金華区域、金華山・長良川区域)	景観法第8条 岐阜市景観条例	○	○	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長へ届出が必要。 ・建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為	金華山や長良川の美しい自然景観を背景に、岐阜城、城下町、鵜飼等の歴史文化資源が織りなす歴史的・文化的景観の保全を図る。	平成 24 年 (2012) 7 月	岐阜市 まちづくり 推進部 開発指導 景観課
屋外広告物の禁止区域 一部が広告物規制地区(金華山・長良川地区)	屋外広告物法 岐阜市屋外広告物条例 第 9、12、15 条	○	○	禁止地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 次に掲げる広告物等については適用しない(第15条)。 1 法令又は条例の規定により表示し、又は設置する広告物等。 2 国等が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等。	この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、屋外広告物法に基づき、屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。	平成 21 年 (2009) 9 月 30 日	岐阜市 まちづくり 推進部 開発指導 景観課
保安林 (土砂流出防備林、保健林)	森林法第 25 条	○ (一部 小林班を 除く)	—	次に掲げる行為を行う場合には、農林事務所長の許可が必要。 1 立木・立竹の伐採 2 立木の損傷 3 家畜を放牧 4 下草、落葉若しくは落枝を採取 5 土石若しくは樹根の採掘 6 開墾その他の土地の形質を変更する行為	以下に掲げる目的を達成するために保安林として指定し保護を図る。 二 土砂の流出の防備 十 公衆の保健	昭和 56 年 (1981) 2 月 12 日	岐阜県 岐阜農林 事務所
県指定金華山特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第 29 条第 1 項	○	—	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜県知事の許可が必要。 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 水面を埋め立て、又は干拓すること。 3 木竹を伐採すること。	当該区域は、東海地方でも特に自然に恵まれた区域でスタジイ、ツブラジイといった照葉樹の極相林及びヒノキの天然林が発達しており、特に良好な鳥獣の生息環境となっている。このため、特別保護地区に指定して、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。	昭和 43 年 (1968) 7 月 1 日	岐阜県 岐阜地域 環境室
砂防指定地	砂防法第 2 条 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料の徴収に関する条例	○ (北側斜面の一部)	—	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜県知事の許可が必要。 1 砂防設備を使用すること。 2 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 3 竹木を伐採し、又は滑下若しくは地引きにより運搬すること。 4 土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積し、又は投棄すること。 5 土地の掘さく、盛土、開墾その他土地の形状を変更すること。 6 土石若しくは砂れきを採取し、又は鉱物を採掘すること。	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のための一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地を指定する。	明治 43 年 (1910) 4 月 7 日	岐阜県 岐阜土木 事務所 施設管理課

表 2-4 各種法令による位置づけ（3）

名称	指定、規制に関する法律	対象区域		対象となる行為	指定・規制目的	制定日等（当初）	許可申請（協議）先
		金華山 国有林	国有林 以外				
伐採及び伐採後の造林届出書	森林法第 10 条	—	○	次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長への届出が必要。 森林（保安林を除く）の立木を伐採しようとするとき	適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握しようとするため。	—	岐阜市 経済部 農林課
道路占用許可申請	道路法第 32 条		○	市道において、工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。	道路網の整備を図り、交通の発達と公共の福祉の増進に寄与するため。	昭和 27 年 (1947) 6 月 10 日	岐阜市 基盤整備部 土木管理課
その他の届出等							
国有林野入林許可申請書（入林届）		○	—	国有林に入林しようとするときには、岐阜森林管理署長の許可が必要（公共団体の場合は入林届。）	—	—	岐阜森林 管理署 岐阜森林 事務所
用途指定財産の現状変更			○	財務省所管地の現状を変更しようとするときには、岐阜財務事務所長の許可が必要。		—	岐阜 財務事務所

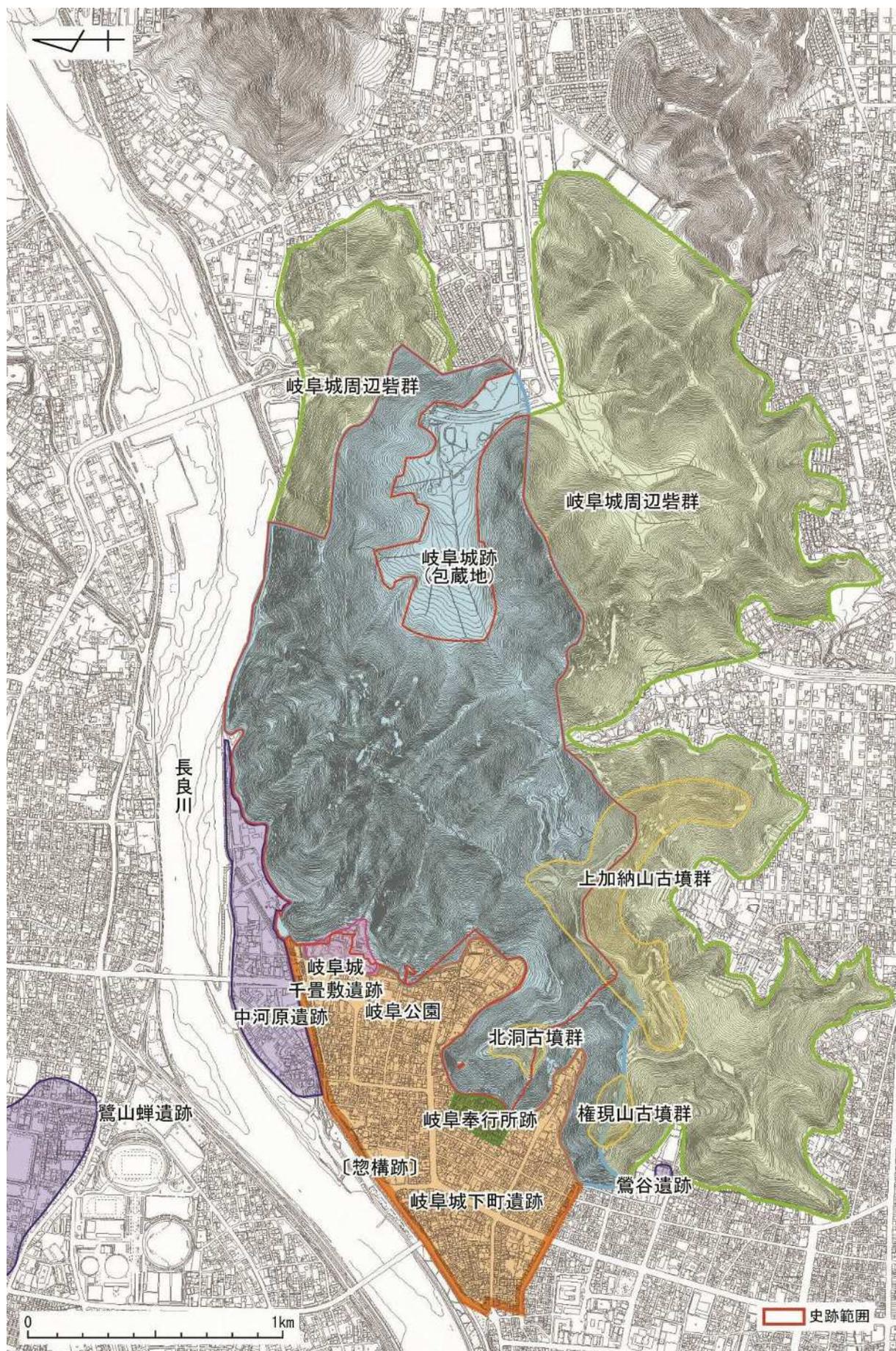


図 2-2 周知の埋蔵文化財包蔵地

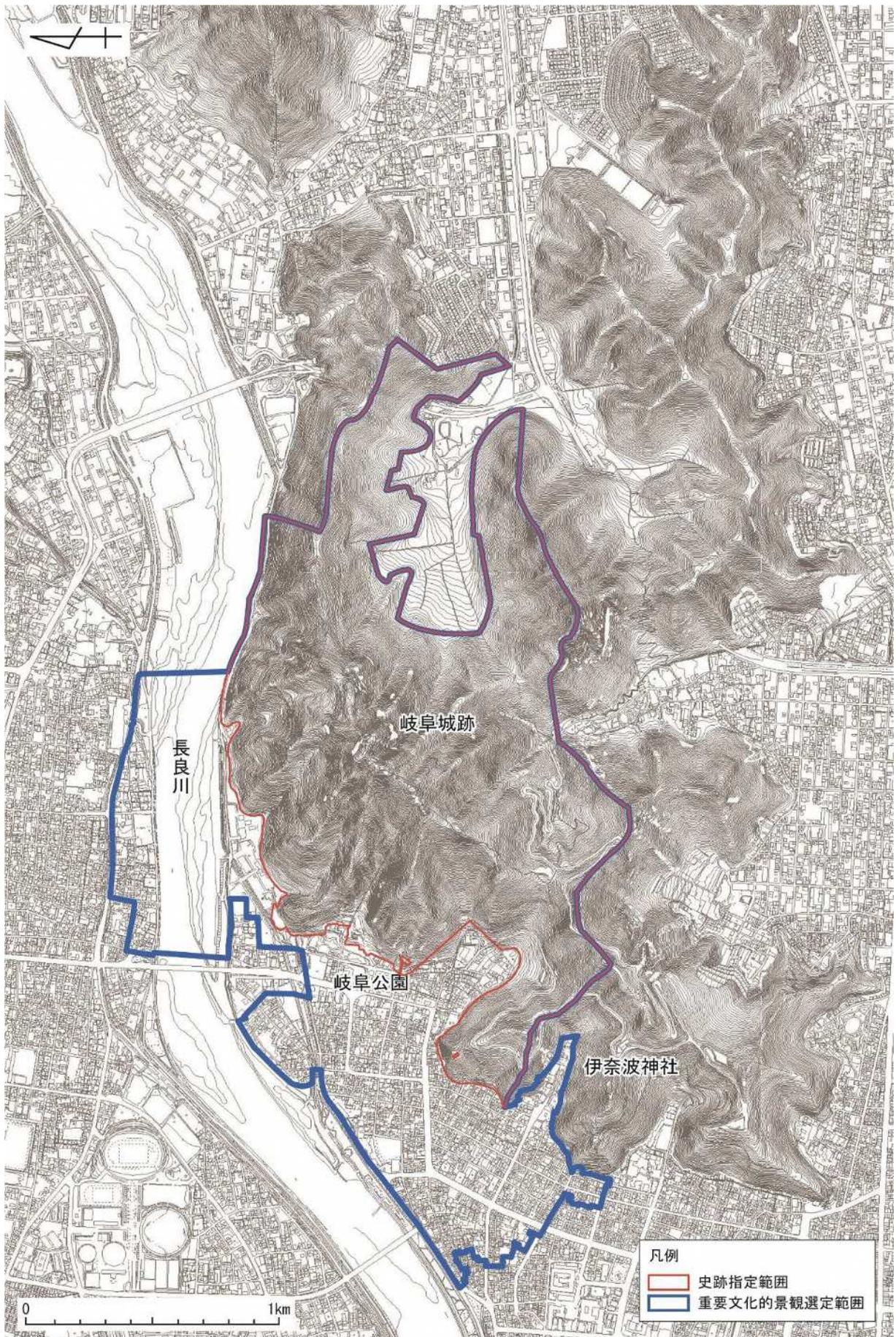


図 2-3 長良川中流域における岐阜の文化的景観選定範囲

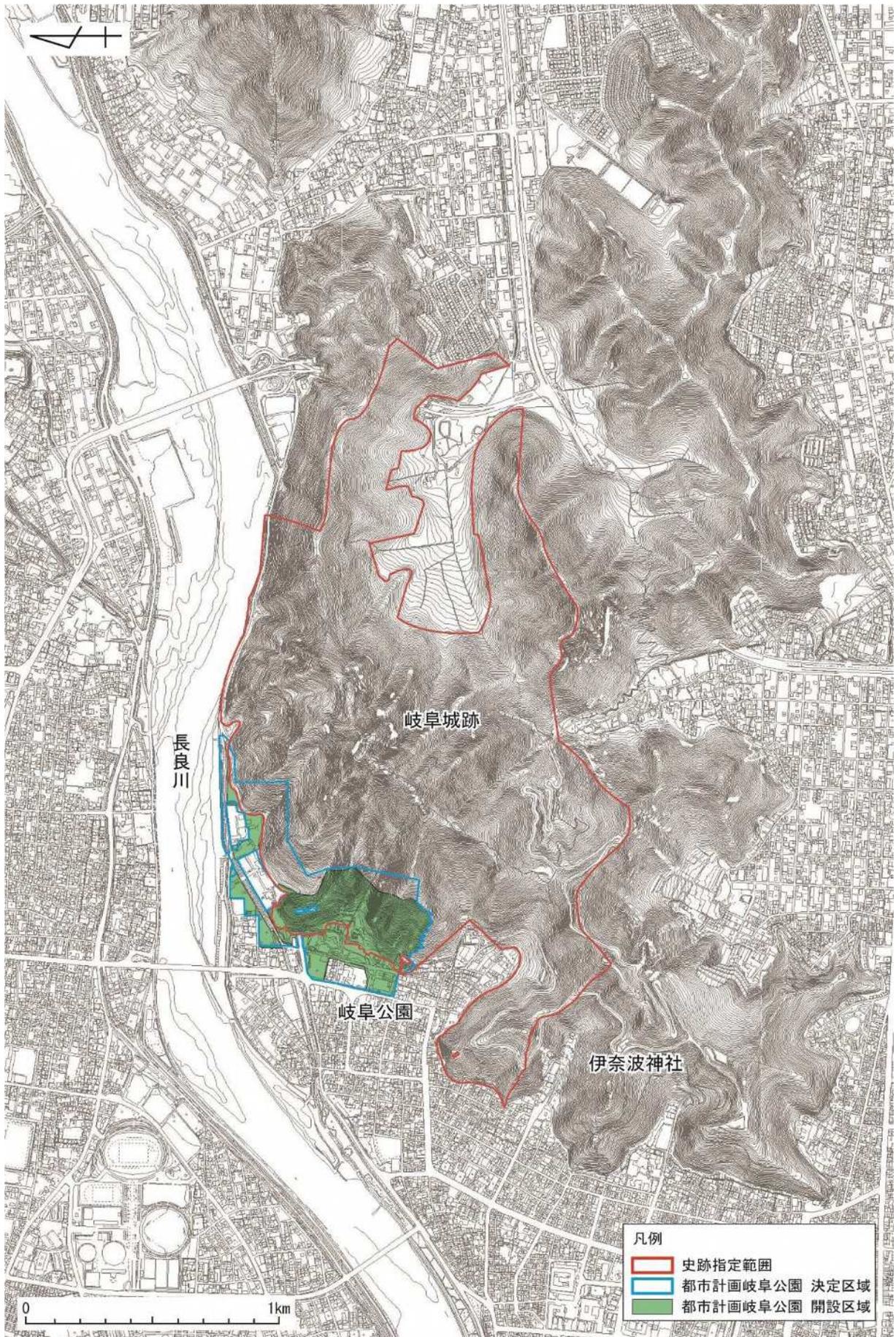


図 2-4 都市計画公園区域図

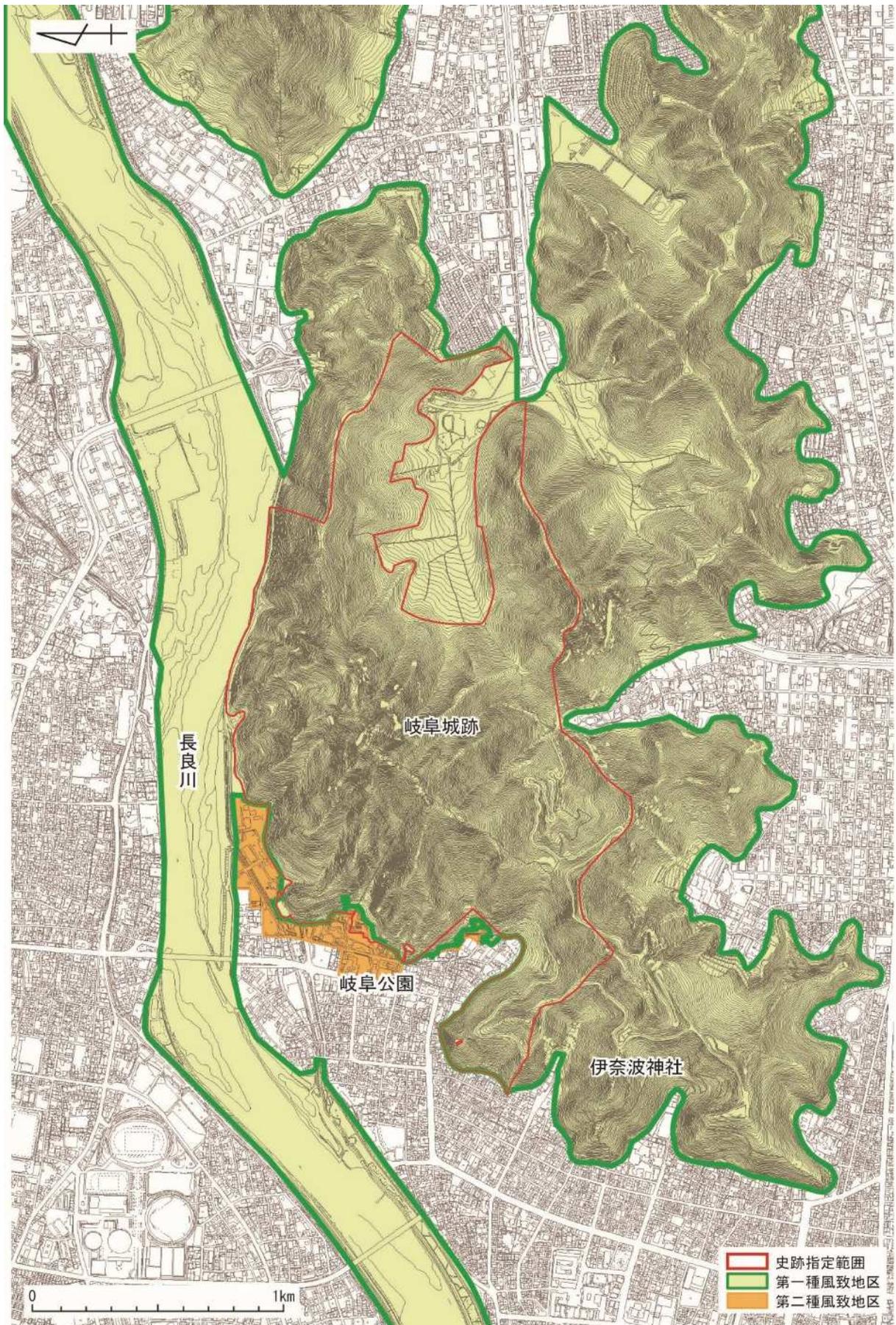


図 2-5 風致地区範囲図

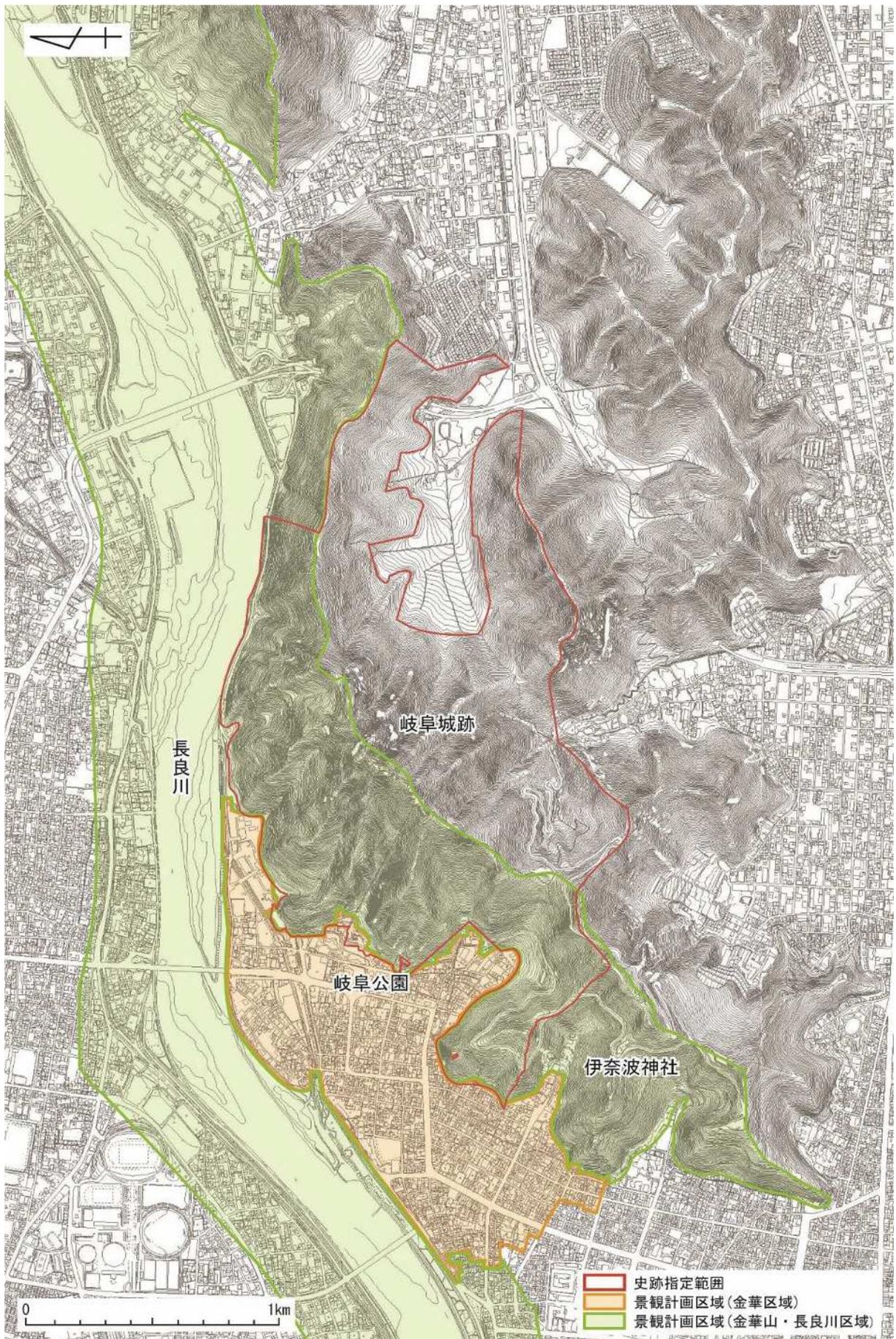


図 2-6 景観計画重要区域図

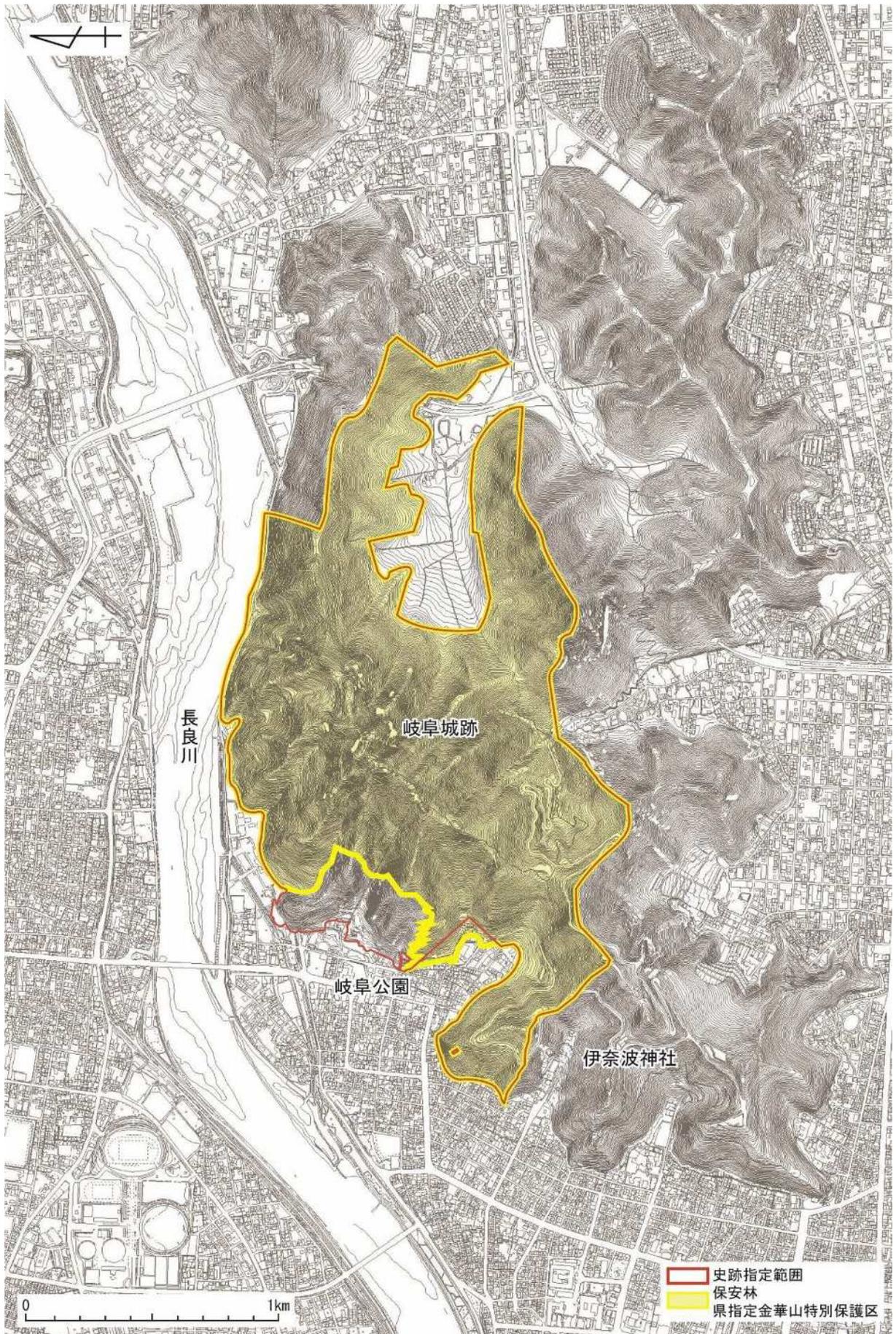


図 2-7 保安林・県指定金華山特別保護地区範囲図

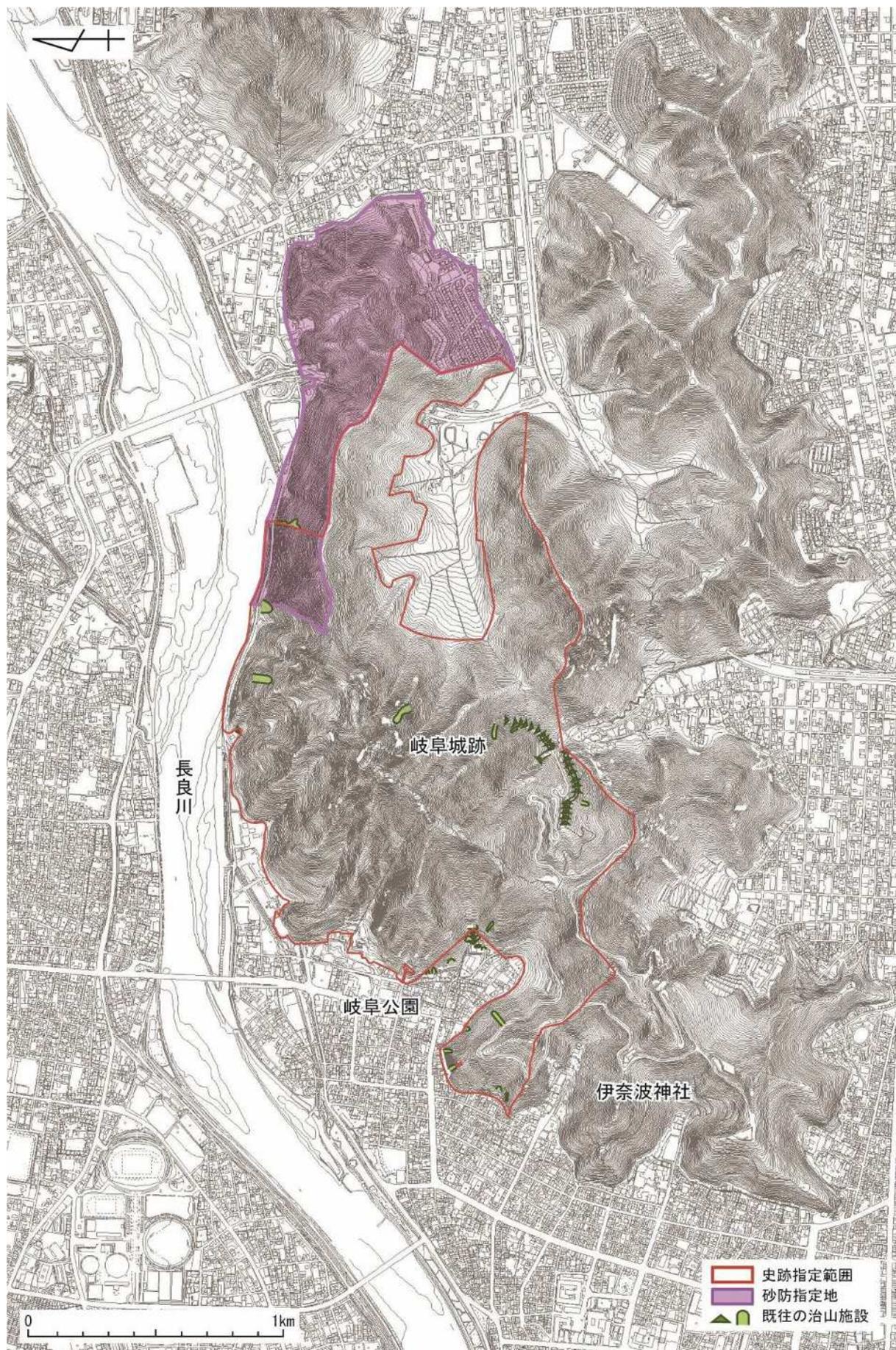


図 2-8 砂防指定地範囲図

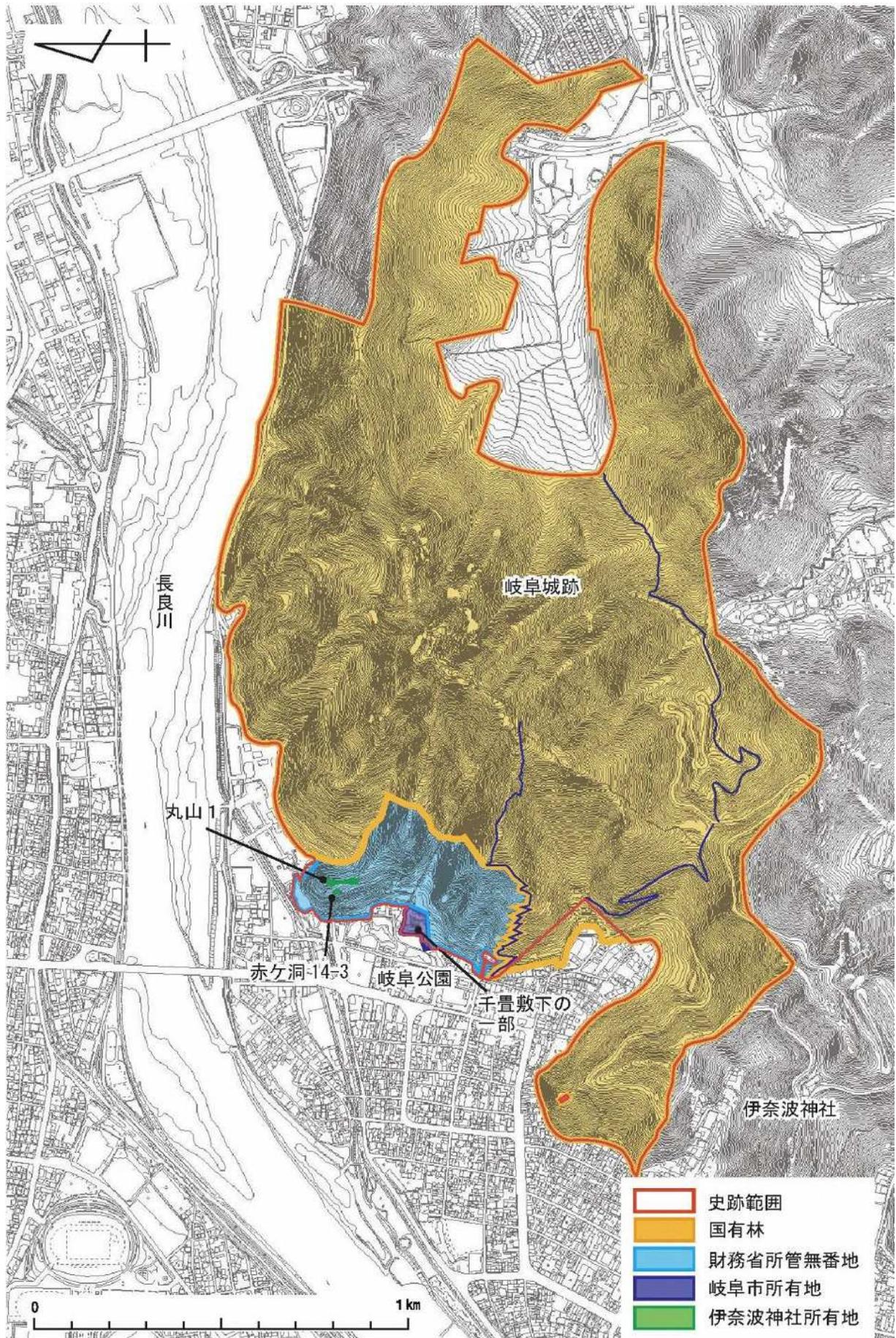


図 2-9 土地所有図

第2節 自然的環境

1. 位置

岐阜市は岐阜県南部に位置する中核市で、岐阜県の県庁所在地である。市域は東西 18.8 km、南北 21.3km、面積 203.60 k m²を測る。名古屋から約 30 km、東京から約 250 km、大阪から約 140 kmの距離に位置しており、北側は山県市、東部は関市・各務原市、西側は本巣市・瑞穂市・北方町、南部は羽島市・岐南町・笠松町に接している。名古屋市を中心とする中京圏に属し、東海道沿線の主要都市であるとともに、北陸とを結ぶ高山線の起点の都市である。岐阜城跡は、市中心部に位置している。



(「岐阜市歴史的風致維持向上計画」より引用)

2. 気候

平成2年(1990)から令和元年(2019)の30年間における年平均気温は、16.2℃で、年間平均降水量は1,864.7mmである。概ね夏期は多雨多湿であり、冬期は少雨乾燥という太平洋岸気候の特徴を示すが、年の温度較差が大きいという内陸性気候の特徴も示す。そのため夏は気温が高くて蒸し暑く、冬は名古屋よりも気温が低くなっている。

3. 地形・地質

市の中央には北東から南西にかけて清流長良川が流れ、金華山を境に北側には美濃山地、南側には濃尾平野が広がる多様な地形を有している。山地地形のうち、主なものは北西から南東に延びる岐阜～各務原山地で、その最高峰は百々ヶ峰の417.9 mである。また、金華山は市南東部に点在する小規模な残丘状独立山体の一つであり、市街地から緑豊かな景観を眺めることができる。金華山周辺には、長良川・木曾川等が砂礫を運搬し、沈降して形成された濃尾平野が広がっており、西方一帯には扇状地、その下流には自然堤防の高まりと氾濫原が広がっている。

美濃山地は、地質的には主として古生層の岩石によって構成され、濃尾平野を構成する地質は、第四紀(約200万年前から現在)の新しい堆積物よりなる。

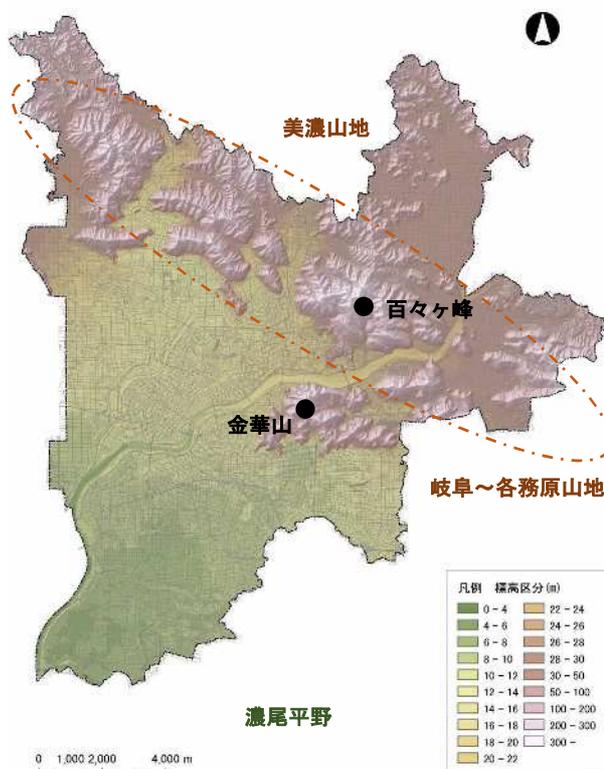


図2-11 岐阜市域における標高区分
(『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存調査報告書』より引用)

4. 水系

岐阜市では、長良川が市域を北東部から南西部に貫流し、その流路延長は約 25km である。市域の水系は、ほぼ全てが長良川の支流である。長良川の支流としては、武儀川^{むぎがわ}、津保川^{つぼがわ}が市域の北東部で合流し、伊自良川^{いじらがわ}が長良川扇状地下端の河渡にて合流し、市域の最下流部において荒田川^{あらかがわ}、鏡川^{かががわ}が合流する。市域南部を流れる鏡川は、かつての木曾川本流で尾張国との国境であったが、現在は長良川の一支流となっている。

現在の長良川は一本の流れであるが、昭和初期までは金華山付近で3本に分流し、河渡橋付近で再び一本の流れになり、伊勢湾に注いでいた。古代より水運が行われ、地形的な結節点や支流の合流点に川湊が開かれた。特に扇頂部の中川原湊^{なかがわらみなと}（川原町地区）や長良湊^{ながらみなと}（鶴飼屋地区）、鏡島湊^{かがしまみなと}（鏡島地区）は古くから舟運等の経済活動の拠点となっていた。

5. 動植物

岐阜市の気候は暖温帯に属し、植物社会学的には山地や丘陵はヤブツバキクラス域、低地部はヨシクラス域に分類される。山地は概ね樹林であり、クリ・コナラ林やアカマツ林、スギ・ヒノキ植林等の人為による二次的な里山環境が大半を占める。市城南西部を中心とする低地部では、市街化が進むとともに、元来の土地利用である水田や畑地が広がる。現状で、1,538種の植物が把握されている。

金華山は、現在はツブラジイの山として知られているが、城郭に利用された戦国時代には大半の樹木が伐採されていたとみられる。金華山東麓^{だちぼくぼら}の達目洞では、金華山を水源とする清流にヒメコウホネが黄色い花を咲かせている。ヒメコウホネは環境省レッドデータブックの絶滅危惧 II 類に指定される絶滅危惧種であり、「岐阜市自然環境の保全に関する条例」において保護されている。達目洞にはヒメコウホネのほかにも、コクロオバボタルやモリアオガエル、ナガボノアカワレモコウ、ノハナシヨウブなど多くの貴重な動植物が生息・生育しており、市内で最も生物多様性が高く、重要な自然環境を有する地域である。

市域に生息する動物は、哺乳類 35 種、鳥類 231 種、爬虫類 17 種、両生類 16 種、魚類 61 種、昆虫類 3,358 種、貝類 102 種、甲殻類（十脚類）8 種の計 3,828 種が報告されている。

現在、金華山国有林の範囲は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって「県指定金華山特別保護地区」に指定されており、鳥獣の保護を図るとともに、鳥獣による生活環境や農林業、生態系への被害の防止に努めている。

金華山では、野生化したタイワンリス、オオタカ、イノシシの生息が確認されている。江戸時代、尾張藩主の御成の際に鹿狩りが行われたことが知られているが、近年では鹿の生息例は知られていない。イノシシは 1997 年に達目洞で初めて確認されたといわれており、その後増加したイノシシが登山道の掘り返しや山麓の民家への被害を与えるなどの事象が起きている。

第3節 社会的環境

1. 人口・交通

岐阜市の人口は、大正後期（1920年代）から第二次大戦までの間に、繊維産業の進展や幹線道路の整備、土地区画整理の実施、周辺町村の合併により増加し、昭和50年（1975）には40万人に達した。令和2年（2020）の国勢調査では、約40.3万人となっている。

交通面では、東海北陸自動車道が市域東側に位置しており、市北部では東海環状自動車道東回り区間の整備が進められている。岐阜市内の道路交通網は、市の中心部から放射状に整備され、これらを連携する環状道路も整備されている。鉄道は、東海旅客鉄道東海道線が西から本市中心部で南に折れ、名古屋市方面に運行している。また、名古屋鉄道は、市の中心部から東海旅客鉄道と並行する形で名古屋市や各務原市方面に運行している。バスについては、民間事業者の岐阜バスが、岐阜駅を拠点とする42路線を運行し、日常交通を担っている。市では、岐阜市型BRT（Bus Rapid Transit）の導入やパーク&ライド・サイクル&ライドの推進、市民協働の手づくりコミュニティバスによるバスを中心とした公共交通ネットワークの構築を推進している。

岐阜城跡への交通アクセスとしては、観光バス、自家用車、路線バス、レンタサイクル等が挙げられる。最寄りのバス停は「岐阜公園歴史博物館前」で、JR岐阜駅、名鉄岐阜駅との間を5～10分間隔で運行している。

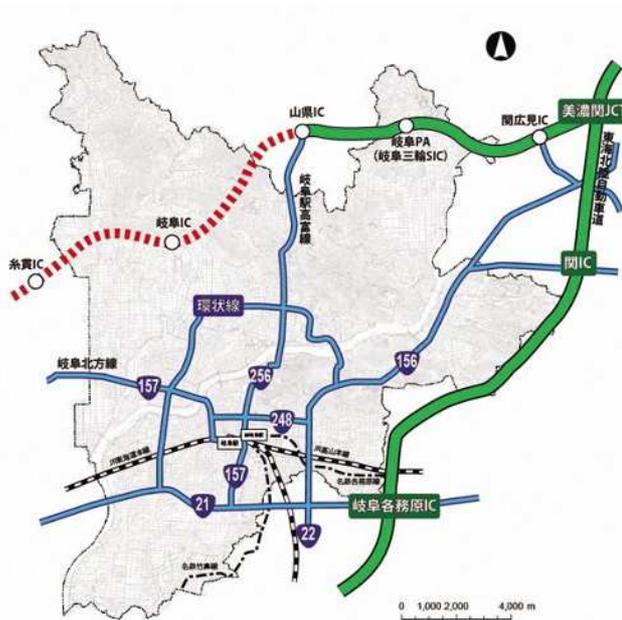


図 2-12 岐阜市の主な交通網図

2. 観光、産業

岐阜県観光統計では、施設型の観光地点16地点、イベント型の観光地点8地点の計24地点が把握されており、各地点の統計データを見ると、施設については、伊奈波神社、岐阜公園、イベントでは、長良川花火大会、秋のぎふ信長まつり、春の道三まつりの入込客数が突出して多くなっている。長良川河畔の金華山や岐阜公園、それを取り巻く市街地に集中している他、近年のお城ブームを受けて、岐阜城天守閣の客数も増加傾向にある。

長良川の鶉飼は10万人前後で推移していたが、近年、豪雨や新型コロナウイルスの影響で大きく減少している。

現在の岐阜市における主な産業は、繊維、プラスチック、観光、主な農産物は、米・大根・枝豆・いちご・柿、花き等である。産業別の人口割合は、平成27年(2015)では、第1次産業が1.7%(3,187人)、第2次産業が25.0%(47,019人)、第3次産業が73.3%(138,142人)である。

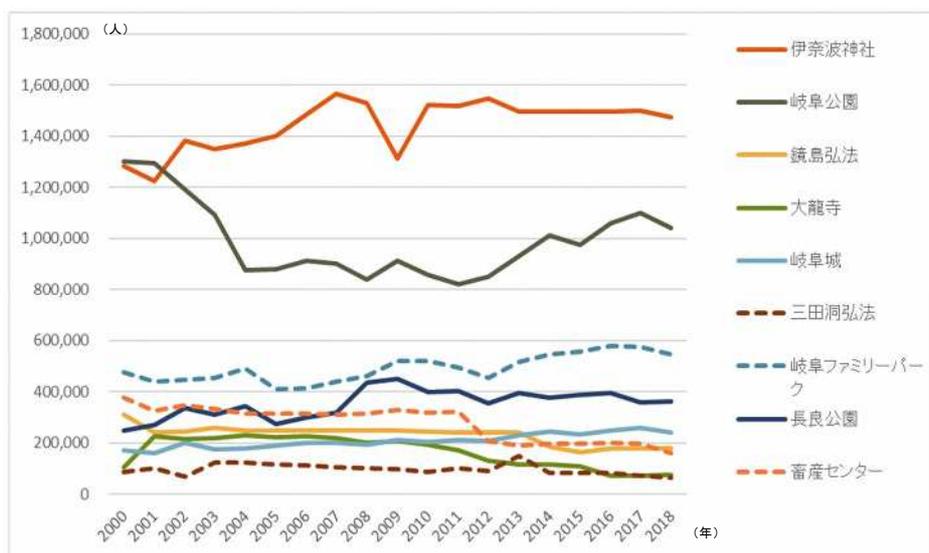


図 2-13 観光地点別入込客数の推移 施設型（屋外）
(出典：岐阜県観光統計)

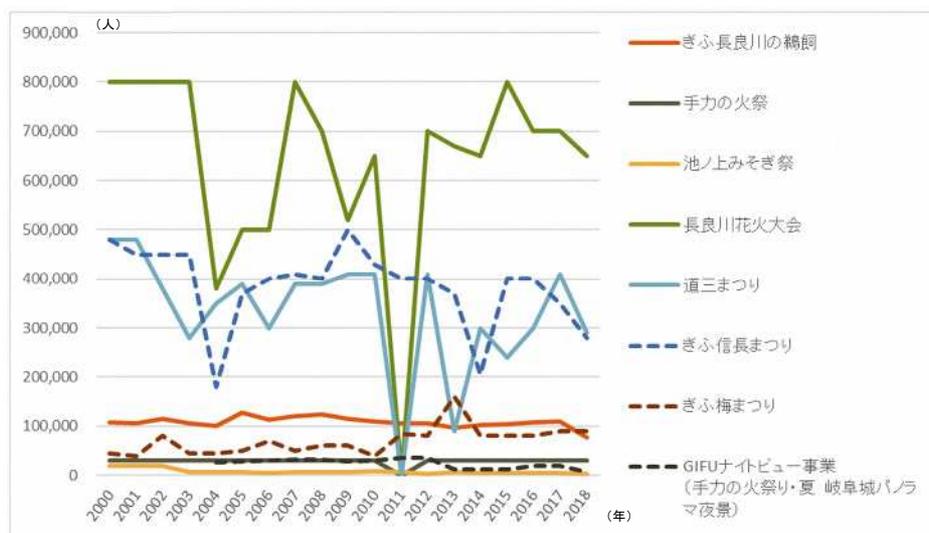


図 2-14 観光地点別入込客数の推移 イベント型
(出典：岐阜県観光統計) 注：2011年は、東日本大震災のため中止

3. 伝統工芸・伝統産業

岐阜市の特産品として、^{ぎふちようちん}岐阜提灯・^{ぎふわがさ}岐阜和傘・^{ぎふうちわ}岐阜団扇等が有名である。「岐阜提灯」は、経済産業大臣指定伝統的工芸品に選ばれた岐阜市を代表する伝統工芸である。昔から美濃地方は、優れた和紙の産地であり、この薄くて丈夫な和紙や長良川河畔の良質な竹材を用いた提灯作りが行われてきた。その特色は、細いヒゴを巻き、薄い和紙を張って秋の七草・花鳥・風景模様などの絵を描くところにある。現在では、代表的な卵型の御所形提灯の他に大内行灯・回転行灯・変形提灯・装飾用提灯なども生産されており、岐阜市は日本有数の提灯の産地として知られる。

以上のような価値が認められ、平成28年(2016)3月には、岐阜市歴史博物館所蔵の「岐阜提灯の製作用具および製品」が国の登録有形民俗文化財に登録されている。

また「岐阜団扇」、「岐阜和傘」、「のぼり鯉・花合羽(油紙)」、^{みのつつび}「美濃筒引き本染め・手刷り捺染」が岐阜県郷土工芸品に指定されている。

「岐阜団扇」は、提灯と同じく竹と紙を主な原材料とする。江戸時代延享年間の地誌で「岐阜にて仕出す商物」の一つに数えられ、19世紀中頃には「岐阜うちは」の語も記録に見られるようになる。その最大の特徴は「塗り団扇」であることである。これは扇部に張った地紙全面に漆などの塗料を上塗りするもので、漆の色を目立たなくするため、地色を二度下塗りする。それにより、他産地の団扇にはない、堅牢さとマットな質感を兼ね備えた団扇が生まれる。

岐阜提灯や岐阜団扇が、江戸時代の岐阜町とその周辺部で作られてきたのに対して、岐阜和傘は岐阜市南部にあった加納藩が中心だった。加納の和傘づくりは、寛永16年(1639)松平光重が播州明石から加納へ移封の際、傘屋を連れてきたのが始まりと伝えられている。その後、本格的な生産の礎となったのは、宝暦6年(1756)になってからで、下級武士の生計を助けるために和傘作りを奨励したことによる。

「のぼり鯉」は徳川吉宗の享保の改革で「布の鯉のぼりは贅沢なので、紙を使いなさい」とのお触れが出されたため、和紙の鯉のぼりが作られるようになったといわれる。花合羽も和紙を使った油紙の一品である。

「美濃筒引き本染め・手刷り捺染」は生地を染める技法で、長良川の豊富で清らかな水を背景に栄えた。相撲や歌舞伎ののぼり旗などがこの技法で染められている。



写真2-1 岐阜提灯



写真2-2 岐阜団扇



写真2-3 岐阜和傘



写真2-4 のぼり鯉



写真2-5 美濃筒引き本染め

第4節 歴史的環境

1. 旧石器～古墳時代

岐阜市域では、寺田・日野遺跡、^{つばさぼら}椿洞遺跡などの旧石器時代の遺跡から、チャートを使ったナイフ形石器などが出土しており、古くから人々が生活を営んでいたことが分かる。また、縄文時代前期の終わりごろには、^{ごも}御望A遺跡などで大きな集落が営まれた。

弥生時代中期以降になると、平野部で集落や農耕に関する遺跡が確認されるようになり、稲葉山（金華山）の南、瑞龍寺山の山頂には、岩盤をくり抜いて作った弥生時代後期の墓が築かれる。濃尾平野を眺望できる場所に中国製の鏡とともに葬られた被葬者は、一帯を掌握した王と呼べる存在であったと見られる。

弥生時代終末期～古墳時代初頭以降、長良川の扇状地では複数の地域で集落が営まれるようになる。^{しろのうち}城之内遺跡では、古墳時代の終わり頃に埋まった溝から大量の桑の花粉が見つかり、養蚕を行っていた形跡が伺える。

地域の有力者は平地や山々に古墳を造り、4世紀には^{びざん}眉山山頂に鎧塚古墳、5世紀には平野部に^{ことづか}琴塚古墳が築かれる。琴塚古墳は県内3番目の大きさを誇る前方後円墳で、伝承では景行天皇の妃である^{いそことひめのみこと}五十琴姫命の墓と伝えられている。6世紀になると、追送ができる横穴式石室の導入や、古墳を造る階層の広がりを受け、山の尾根や斜面に小型の円墳が数多く築かれるようになった。稲葉山でも山麓部や登山道沿いで古墳の石室が確認されている。

2. 古代・中世

7世紀後葉～8世紀代には、律令制に伴い古代東山道や^{かたがた}方泉駅が整備され、特産品として絹、和紙、須恵器、鮎加工品などが都に運ばれた。

^{おいぼら}老洞・^{あさくら}朝倉須恵器窯跡で焼かれた「美濃」「美濃国」刻印須恵器は平城京以外にも愛知や三重、長



図 2-15 主な弥生時代の遺跡と古墳の分布
（『岐阜市文化財保存活用地域計画』から引用）

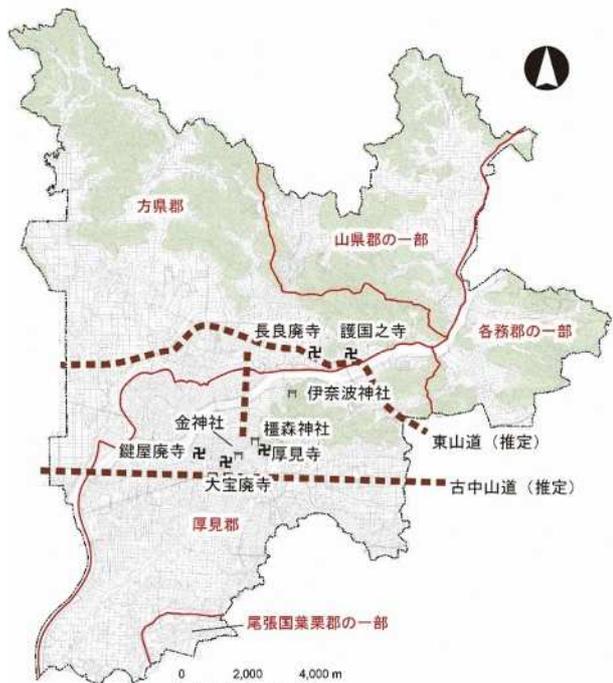


図 2-16 古代の岐阜市域
（『岐阜市文化財保存活用地域計画』から引用）

4. 近世

合戦に勝利した徳川家康は、岐阜城を廃し、南方約4kmの平地に加納城を築いた。岐阜城の櫓や石垣などは取り壊され、新城建設のために使用されたといわれる。家康の娘婿の奥平信昌が初代城主となり、以後奥平氏3代、大久保氏1代、戸田氏3代、安藤氏3代、永井氏6代の譜代大名が歴代の城主を勤める。

岐阜市域は、江戸時代から明治時代にかけて、異なる領主が入り混じる分割統治がなされた。元和5年(1619)には、岐阜町はじめ19か村が尾張藩領となる。中山道沿いには、河渡宿や城下町と一体となった加納宿が設置され、岐阜町と加納城下町は、鵜飼で獲った鮎を加工した鮎鮓を献上するルートである御鮓街道で結ばれた。



図 2-18 近世の岐阜市域

(『岐阜市文化財保存活用地域計画』から引用)

5. 近代・現代

明治22年(1889)旧岐阜町を核に岐阜市が誕生する。近代以降の岐阜市は旧岐阜町と旧加納町の2つの町を核とし、次第に都市的機能が両者の中間の柳ヶ瀬～岐阜駅周辺へと移動して中心市街地を形成していった。

長良川は長く三川が分流している状態が続いてきたが、昭和6年(1931)に古川の締め切り工事の起工式が行われ、昭和14年(1939)に完成、これにより長良川が現在の流路に一本化される。

大正12年(1923)に岐阜市に都市計画法が適用され、これに基づいて道路の拡幅、上下水道の整備などの都市機能の整備が進められるとともに、周辺町村との合併も進展し、昭和15年(1940)には加納町が岐阜市に合併した。戦後にはさらに周辺の村と合併し、平成18年(2006)の柳津町との合併をもって、現在の50地区の姿となる。



図 2-19 近代以降の岐阜市の変遷

(『岐阜市文化財保存活用地域計画』から引用)

第5節 岐阜城の歴史

1. 永禄10年まで

金華山（稲葉山）における城郭造営の伝承として、建仁年間に二階堂山城守行政が初めて築いたとするものがある。続いて行政の子佐藤伊賀守朝光、伊賀二郎左衛門光宗が城に居し、また氏を稲葉と改めた光宗の弟稲葉三郎左衛門光資が在城したという。さらに斎藤利永が古城を修築したとする。後述する『美濃明細記』など、江戸時代の地誌類に広く現れる伝承であるが、根拠となる具体的な史料は明らかでない。

明応5年（1495）土岐政房・斎藤利国と土岐元頼・石丸利光の争乱（船田合戦）に際して、金華山の北西尾根にある丸山が政房方の陣となったという。また大永5年（1525）長井藤左衛門尉長弘と長井新左衛門尉（斎藤道三父）が主家の土岐頼武・斎藤利隆を追放した事件で、南麓の瑞龍寺が戦地となっている。この時、『朝倉家伝記』によれば、朝倉勢が守護方について、「稲場山ノ城」を攻撃している。少なくとも尾根筋に関しては、城郭としての土地利用が進んできたものと思われる。一方で土岐氏の守護所は、山の南方の革手から北西に長良川を越えた福光、さらに天文元年（1532）、北の枝広館へと移転を重ねたが、金華山及びその山麓部に近づくことはなかった。

天文8年（1539）、斎藤道三によって伊奈波神社が丸山から現在地へ移されたと伝えられ、この時までには稲葉山に築城されたと考えられるが、天文4年（1535）に長良川の洪水により流失した川北の守護所・枝広館との関係を考えれば、道三がこの地域の整備に着手したのは、これより年代が遡る可能性がある。尾張の織田信秀らは盛んに美濃に侵攻し、天文13年（1544）、道三は城から出て、朝倉・織田連合軍を迎撃した。その後も美濃国内で攻防が続いたが、天文17年（1548）に信秀と和睦し、南からの脅威がなくなった道三は、同21年ころ、守護・土岐頼芸を追放した。

弘治2年（1556）斎藤義龍が父道三を破り、かわって美濃の支配者となった。永禄2年（1559）には足利将軍の相伴衆に列したから、名実ともに美濃を掌握したことになる。義龍は国内の安定・整備に努めたが、織田信長との緊張が高まる中、同4年（1561）に病を得て急逝してしまう。跡を義龍の子龍興が継いだ。同7年（1564）、稲葉山城が竹中半兵衛重虎（重治）と安藤伊賀守守就に奪取されるなど、龍興の代には混乱があった。

2. 織田信長の岐阜入城

永禄10年（1567）、信長は稲葉山城を落とし、義龍の子龍興を追放して、小牧山から岐阜へ移った。山上部や尾根筋の施設の規模や配置については、まだ詳細不明なところが少なくないが、平成30年度から山上部の発掘調査が行われ、信長期の石垣が見つかるなど、当時の姿が明らかになりつつある。山麓部の居館跡については、昭和59年から行われた4次にわたる発掘調査によって、巨大な庭園空間や建物の存在が明らかになってきている。

同年の9月から12月にかけて、信長は多くの禁制・安堵状を出して、戦乱で逃亡した百姓・町人の還住と新領地の治安回復に努めた。またこの頃から「天下布武」印を使用するようになる。信長が「天下」を視野に収めたことと関連するように、翌年の伊勢出兵に始まる対外戦や、足利義昭を西庄の立政寺に迎えて幕府再興の計画に着手するなど、その軍事・政治的戦略はここから大きく展開していった。義昭の征夷大將軍への補任と二条の御所造営、伊勢長島攻め、延暦寺焼き討ち、義

昭追放、朝倉・浅井氏の滅亡、本願寺攻撃、長篠合戦などは、岐阜在城時代の重要事件である。

3. 関ヶ原合戦まで

天正3年(1575)、信長は家督を子信忠に譲って岐阜城主とし、翌4年(1576)に近江安土へ移った。天正10年(1582)に信長父子が本能寺の変に斃れた後、秀吉は信孝に岐阜城を預けた。以後岐阜城主は、秀吉による人事のもとに置かれることになるが、信孝は三法師(織田秀信)の扱いに端を發して秀吉と争い、敗れて自害した。天正11年(1583)、池田元助が岐阜城主となるが、天正12年(1584)の小牧・長久手の合戦で戦死する。天正13年(1585)、元助の弟の池田輝政が岐阜城主となる。江戸時代の地誌『美濃明細記』には池田輝政により天守が造られたとの伝承が残っている。

天正19年(1591)、池田輝政が三河の吉田城(現豊橋市)に移ると、秀吉の養子で関白の秀次の弟・豊臣秀勝が岐阜城主となるが、天正20年(1592)の文禄の役で朝鮮出兵の際に病死したため、信忠の息子・織田秀信が岐阜城主となる。『岐阜志畧』や『新撰美濃志』には金華山北西麓の赤川洞(現在の赤ヶ洞)には遊山所や風呂を備える秀信の「別業」(別荘)があったと伝えられており、平成29年度からの分布調査で谷筋を護岸する巨石石垣が確認されている。

慶長5年(1600)、上杉景勝の討伐を理由に出兵した家康率いる東軍と石田三成率いる西軍が対決する関ヶ原合戦が起こり、秀信は西軍に属して戦いに参加した。木曾川を防衛線とした西軍は、8月22日の竹ヶ鼻城、米野の戦いで東軍と対峙するがことごとく敗戦する。8月23日には、福島正則やかつての岐阜城主の池田輝政が岐阜城を攻撃し、落城する。伝承では、池田輝政は、城から南蛮人渡来図屏風と世界図屏風を分捕ったといわれる。

4. 近世

合戦に勝利した家康は、岐阜城を廃し、南方約4kmの平地に加納城を築いた。岐阜城の櫓・館の礎石・石垣などはこの時とり壊され、新城建設のために使用されたといわれる。

城を失った岐阜の町は、加納藩領ではなく、徳川蔵入地(直轄領)となった。慶長6年(1601)、大久保石見守長安が美濃国奉行となり、旧城の地を離れた南西、靱屋町・米屋町辺りに陣屋を置いた。元和元年(1615)、木曾山及び木曾川・飛騨川流域の要地が尾張藩へ引き渡され、同5年(1619)に岐阜町は美濃国内142箇村とともに同藩へ加増された。金華山は尾張藩主の「御山」として一般の立ち入りが禁止され、奉行所に山廻り同心が置かれて普段の見回りに当たった。歴代藩主の岐阜御成の際には、登山・鹿狩り、鶉飼見物などが催された。

5. 近現代

明治時代に入ると、金華山は官林を経て御料林に編入され、土地利用が進むようになる。明治10年(1877)、現在の岐阜公園内に岐阜中教院が開院した。明治15年(1882)に公園設置の請願・認可がなされると、明治21年(1888)には山麓部に岐阜公園が開園し、明治26年(1893)に岐阜市に移管された。明治37年(1904)に名和昆虫研究所が京町から移転し、明治40年(1907)に記念昆虫館が竣工している。明治43年(1910)には岐阜保勝會が中心となって山上部に三層木造トタン葺きの初代復興天守が建設された。

第2章 史跡等の概要

大正時代には、再度岐阜公園の整備が行われ、大正3年（1914）に開園式が行われた。翌年に岐阜公園の北側付近、長良川を渡る長良橋が鉄製橋に架け替えられると、大正6年（1917）に大正天皇即位の記念として、古い長良橋の廃材を利用して岐阜公園内に三重塔が建てられた。大正7年（1918）には中教院が岐阜公園から移転し、跡地に相撲場・運動場・庭園が増設され、板垣退助像が建立された。大正8年（1919）には、名和昆虫博物館が開館している。

戦後、金華山は国有林となり、昭和30年（1955）には金華山ロープウェーが建設され、昭和31年（1956）、コンクリート造の二代目復興天守が建設される。昭和32年（1957）、金華山山頂と山麓の一部が岐阜市史跡に指定され、平成23年（2011）に「岐阜城跡」として国史跡に指定された。平成26年（2014）には金華山を含む長良川中流域一帯が「長良川中流域における岐阜の文化的景観」として国の重要文化的景観地区に選定され、平成27年（2015）には岐阜城跡を構成文化財に含んだ「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜」が日本遺産第1号に認定された。

表 2-5 関連年表（岐阜城廃城以前）（『史跡岐阜城跡 総合調査報告書 I』より引用）

西暦	元号	事項	城主
1201～1204	建仁年間	二階堂行政が稲葉山に城を築いたと伝えられる	二階堂行政
1525	大永5	長井長弘・長井新左衛門尉が守護方の土岐頼武らを追放する（朝倉勢が「稲場ノ山」を攻撃）	長井氏
1533	天文2	長井新左衛門尉殿死去	
1534	天文3	斎藤道三が長井本家を打倒する	
1535	天文4	長良川で大洪水が起こり、守護所が枝広から大桑へ移転する	
1539	天文8	この頃、斎藤道三が稲葉山城に拠点を置く（丸山にあった伊奈波神社を移転し、城下町を整備）	斎藤道三
1543	天文12	大桑城の戦い（斎藤道三・土岐頼芸 vs 土岐充（頼純）、大桑城にいた越前の勢力を追放）	
1544	天文13	加納口の戦い（斎藤道三 vs 織田信秀・土岐頼充（頼純）・朝倉孝景、斎藤軍の勝利）	
1549	天文18	この頃、斎藤道三の娘・濃姫と織田信秀の息子・信長が結婚する	
1552	天文21	この頃、斎藤道三が美濃国の守護・土岐頼芸を追放する	
1553	天文22	斎藤道三と織田信長が尾張国の聖徳寺で会見する	
1554	天文23	斎藤道三、家督を息子の義龍に譲る	斎藤義龍
1555	天文24	織田信長、清須城を居城とする	
1556	弘治2	斎藤義龍が弟二人（孫四郎・喜平治）を殺害し、斎藤道三は山県郡の山中（大桑城か）へ撤退する	
1560	永禄3	桶狭間の戦い（織田信長 vs 今川義元、信長の勝利、義元討死）	
1561	永禄4	斎藤義龍が病死し、息子・龍興が跡を継ぐ	斎藤龍興
1563	永禄6	織田信長、小牧山に居城を移す	
1564	永禄7	竹中重治（半兵衛）・安藤守就が稲葉山城を占拠する	
1567	永禄10	織田信長、稲葉城を攻略し、本拠地を岐阜に移す（追放された斎藤龍興は伊勢へ逃れる） 織田信長、楽市場宛の制札を出す	
1568	永禄11	織田信長、明智光秀・細川藤孝の仲介により、足利義昭を立政寺に迎える	織田信長
		織田信長、近江の観音寺城を攻撃し、六角義賢（承禎）、伊賀に敗走する	
		織田信長、足利義昭を奉じて入京する	
		織田信長、加納宛の楽市楽座の制札を出す	
1569	永禄12	ルイス・フロイス、岐阜来訪（キリスト教の保護を求めて信長と面会、信長に山麓の居館や山上の城を案内される） 山科言継、2度にわたり岐阜来訪（後奈良天皇13回忌の費用調達のため信長と面会、信長に山上の城を案内される）	織田信長
1570	永禄13	織田信長、足利義昭へ五カ条の条書を送る	
1571	元亀元	姉川の戦い（織田信長・徳川家康 vs 朝倉義景・浅井長政、織田・徳川連合軍の勝利、朝倉・浅井と和睦する）	
1571	元亀2	織田信長、比叡山延暦寺を焼く	
1572	元亀3	フランシスコ・カブラル、ルイス・フロイス、岐阜来訪（キリスト教の保護を求めて信長と面会、宴会でもてなされる）	
1573	天正元	織田信長、小谷城を包囲し越前へ追撃、浅井氏・朝倉氏滅亡	
1574	天正2	織田信長、伊勢長島の一向一揆を鎮圧する	
1575	天正3	長篠の戦い（織田信長・徳川家康 vs 武田勝頼、織田・徳川連合軍の勝利）	
		織田信長、越前・加賀の一向一揆を鎮圧する	
		織田信長、家督を信忠に譲り、岐阜城主とする	
1576	天正4	織田信長、安土へ移る	織田信忠
1579	天正7	織田信忠、オルガンチーノに岐阜での布教を許可する 安土城天主竣工	
1580	天正8	織田信長、石山本願寺と和議が成立する	
1581	天正9	織田信忠、舟木座を許可する	
		織田信長、京都で馬揃えを行う	
1582	天正10	織田信長、天目山麓に武田氏を滅ぼす	
		本能寺の変（明智光秀の謀反、織田信長・信忠父子討死）	
		山崎の合戦（明智光秀 vs 羽柴秀吉、秀吉の勝利、光秀討死）	
		清州会議（織田家の後継者が三法師（後の秀信）に決まる） 織田信孝、三法師の後見人として岐阜城主となる	
1583	天正11	織田信孝が挙兵し、羽柴秀吉が岐阜城を攻める 織田信孝、尾張大御堂寺で自刃する	
1584	天正12	羽柴秀吉、池田元助を岐阜城主とする	池田元助
1585	天正13	小牧・長久手の戦い（羽柴秀吉 vs 織田信雄・徳川家康、羽柴軍の勝利、羽柴軍に属した池田恒興・元助父子討死） 羽柴秀吉、池田輝政を岐阜城主とする	
1589	天正17	美濃一円に太閤検地が行われる	池田輝政
1591	天正19	池田輝政、三河吉田城へ移封される	豊臣秀勝
		豊臣秀勝、岐阜城主となる	
1592	天正20	豊臣秀勝、朝鮮出兵中に病死	織田秀信
		織田秀信、岐阜城主となる	
1596	文禄5・慶長元	織田秀信、鏡鳴の与左衛門に湊新町の取り立てを命じる	織田秀信
1600	慶長5	織田秀信、オルガンチーノから洗礼を受け、岐阜に教会堂を建てる 関ヶ原の合戦の前哨戦（西軍（織田秀信） vs 東軍（福島正則・池田輝政）、東軍の勝利、岐阜城落城）	

表 2-6 関連年表（岐阜城廃城以後）（『史跡岐阜城跡 総合調査報告書Ⅰ』より引用）

西暦	元号	事項
1600	慶長5	徳川家康、本多忠勝に加納城の築城を命じる
1601	慶長6	大久保長安、岐阜の靱屋町・米屋町あたりに陣屋を置く
1613	慶長18	大久保長安死去、岡田善同、陣屋を可児郡姫郷から岐阜の米屋町に移す
1619	元和5	岐阜町が尾張藩領となり、金華山は尾張藩主の「御山」として一般の立ち入りが禁止される
1620	元和6	初代尾張藩主・徳川義直、岐阜御成
1636	寛永13	長良川役所が早田馬場から中河原へ移される
1658	万治元	2代尾張藩主・徳川光友、岐阜御成
1659	万治2	白井岩入、達目洞を開墾し、岐阜御山守となる
1675	延宝3	3代尾張藩主・徳川綱誠、岐阜御成
1695	元禄8	尾張藩、岐阜奉行を新設する
1709	宝永6	4代尾張藩主・徳川吉通、岐阜御成
1717	享保2	朝日重章(文左衛門)、6代尾張藩主・徳川継友の岐阜御成の事前確認のために岐阜を訪問
		6代尾張藩主・徳川継友、岐阜御成
1733	享保18	7代尾張藩主・徳川宗春、岐阜御成
1747	延享4	8代尾張藩主・徳川宗勝、岐阜御成
1777	安永6	8代尾張藩主・徳川宗睦、岐阜御成
1843	天保14	12代尾張藩主・徳川斉荘、岐阜御成
1867	慶応3	江戸幕府、大政奉還
1877	明治10	現在の岐阜公園内に岐阜中教院が建設される
1882	明治15	岐阜公園設置の請願・認可がなされる
		板垣退助、岐阜中教院で襲われる
1888	明治21	岐阜公園が開園する
1891	明治24	濃尾震災が発生する
1893	明治26	岐阜公園が岐阜市に移管される
1904	明治37	岐阜公園内に名和昆虫研究所が移転する
1907	明治40	岐阜公園内に名和昆虫記念昆虫館が竣工する
1910	明治43	金華山山頂に岐阜城の初代復興天守が建設される
1914	大正3	岐阜公園再整備、開園式が挙行される
1917	大正6	大正天皇即位の記念として、古い長良橋の廃材を利用して、岐阜公園内に三重塔が建てられる
1918	大正7	岐阜中教院が岐阜公園から移転、岐阜公園内に板垣退助像が建立される
1919	大正8	名和昆虫博物館開館
1929	昭和4	岐阜公園の都市計画決定
1936	昭和11	岐阜公園で躍進日本大博覧会が開催される
1943	昭和18	岐阜城の初代復興天守が焼失
		金華山山頂近くに岐阜気象台観測所が開設される
1950	昭和25	金華山ドライブウエー着工、板垣退助像が再建される
1955	昭和30	金華山ロープウエー・山頂レストランが開業する
1956	昭和31	金華山山頂に岐阜城の2代目復興天守が再建される
1957	昭和32	金華山山頂と山麓部が岐阜市の史跡に指定される
1963	昭和38	金華山ドライブウエーが竣工する
1968	昭和43	岐阜県ユネスコ協会、水手道を整備(めい想の小径)
1975	昭和50	金華山山頂部に岐阜城資料館が竣工する
1976	昭和51	金華山山頂部に閻魔堂が建立される
1984	昭和59	山麓部の1次調査開始
1985	昭和60	岐阜公園内に岐阜市歴史博物館が開館する
1988	昭和63	山麓部の2次調査開始
1991	平成3	岐阜公園内に加藤栄三・東一記念美術館が開館する
1997	平成9	山麓部の3次調査開始
		岐阜城の2代目復興天守、平成の大改修
2001	平成13	岐阜公園内に「信長の庭」が完成する
2007	平成19	山麓部の4次調査開始
2009	平成21	岐阜公園総合案内所が完成する
2011	平成23	「岐阜城跡」が国の史跡に指定、岐阜市が史跡の管理団体に指定
2012	平成24	「史跡岐阜城跡 保存管理計画」を策定(令和3年度に保存活用計画へと改定予定)
2013	平成25	「史跡岐阜城跡 整備基本構想」を策定
		「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受ける
2014	平成26	「史跡岐阜城跡 サイン計画」を策定
		「長良川中流域における岐阜の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定される
2015	平成27	「史跡岐阜城跡 整備基本計画」策定(令和3年度に改定予定)
		「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜」が日本遺産に認定される
2018	平成30	山頂部・山林部の発掘調査開始
2020	令和2	「岐阜市文化財保存活用地域計画」を策定し、国の認定を受ける
2021	令和3	「史跡岐阜城跡 総合調査報告書Ⅰ」刊行